



琴平町第2次地域福祉計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

琴 平 町

琴平町社会福祉協議会

琴平町第2次地域福祉計画の策定にあたって

町民の皆様には、平素より町政運営に対しまして、ご協力ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

琴平町では、現在、第4次琴平町総合計画において「住んでよし訪れてよし ことひら」を基本理念に掲げ、「自助・互助・共助・公助」の推進等の取り組みを進めています。また、平成25年3月に「手と手をつなぎ、支え合う、笑顔で築く（気づく）琴平町」を基本理念とした琴平町第1次地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進へ向けて取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支えあいの基盤が弱まってきています。また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」をめざす必要があります。

そのために、今までの取り組みを継承しつつ、継続して取り組むべき課題や新たな課題を解決するために、この度、『みんなできづき、つなぐ「地域共生社会」づくり』を基本理念に、琴平町第2次地域福祉計画を策定いたしました。

本計画や地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉協議会・地域の関係団体・機関だけでなく、町民一人ひとりが主体的に参画していただくことが不可欠です。ぜひ、この計画の趣旨、理念をご理解のうえ、すべての町民が地域でいきいきと安心して暮らし続けられる『みんなできづき、つなぐ「地域共生社会」づくり』の実現のため、この計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言を賜りました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただきました町民、関係団体・機関の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成30年3月



琴平町長 小野 正 人

目次

第1章 序論.....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 関連計画.....	2
第4節 本計画をめぐる社会背景.....	3
第2章 琴平町の現状.....	7
第1節 町域の概要.....	7
第2節 人口の動向.....	8
第3節 未婚・離婚の状況.....	11
第4節 就業の状況.....	13
第5節 要介護認定者・障がい者の状況.....	15
第6節 母子・父子世帯の状況.....	16
第7節 生活困窮世帯の状況.....	17
第8節 在住外国人の状況.....	18
第3章 町民の意識・ニーズ.....	19
第4章 計画の基本的な考え方.....	23
第1節 基本理念.....	23
第2節 基本目標.....	23
第3節 施策の体系.....	24
第4節 分野別施策の推進.....	25
基本目標1 「チーム琴平」(我が事)の機運の醸成.....	25
(1) 福祉に関する情報提供と意識の啓発.....	25
(2) 福祉に携わる人材の育成と連携強化.....	26
基本目標2 「オール琴平」(丸ごと)による生活課題の解決.....	30
(1) きめ細かな相談支援の展開.....	30
(2) 食を通じた福祉のまちづくりの推進.....	32
(3) 集い、語らうまちづくりの推進.....	34
(4) 多様な地域福祉活動の活性化.....	37
(5) ニーズに応じた福祉サービスの充実.....	39
(6) 権利擁護の推進.....	43
(7) 安全・安心なまちづくりの推進.....	44
(8) 寄付文化の醸成.....	45
第5章 4地区別の住民活動の方向.....	46

第6章 推進にむけて	47
第1節 多職種連携体制の強化	47
第2節 必要な職員・財源の確保と基盤整備の検討推進	47
第3節 計画の適切な評価・見直し	48
参考資料	49
1 策定経過	49
2 策定委員会委員名簿	50

※本計画は、琴平町と琴平町社会福祉協議会が協働で策定し、
琴平町社会福祉協議会の地域福祉活動計画の方向についても
盛り込んでいます。

第1章 序 論

第1節 計画策定の目的

社会福祉法では、地域住民、ボランティア、福祉事業者が、地域福祉、すなわち、地域における社会福祉を、相互に協力して推進しなければならないと規定しており、その円滑な推進のために、市町村地域福祉計画の策定を求めています。

このため、本町においても、平成24年度に「琴平町地域福祉計画」を策定し、町社会福祉協議会等と連携しながら、「まちづくりプラットフォーム事業」など、様々な取り組みを進めてきました。

一方、国では、平成28年から、社会福祉について、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手の分断」という問題を超えて、地域住民や多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」を進めています。平成30年4月施行の改正社会福祉法では、市町村地域福祉計画を福祉分野の「上位計画」として位置づけ、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込み、市町村がその「包括的な支援体制」の整備に努めることとされています。

「琴平町第2次地域福祉計画」は、こうした動向を受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の地域福祉の新たな指針として、高齢者介護福祉、障がい者福祉など関連計画との調和を保ちながら策定するものです。

第2節 計画の期間

計画期間は、町における他の福祉や保健の計画との整合を図る必要があることから、平成30～35年度までの6年間とし、国の政策動向や町の取り組みの状況により、必要に応じて、随時見直しを行います。

計画期間

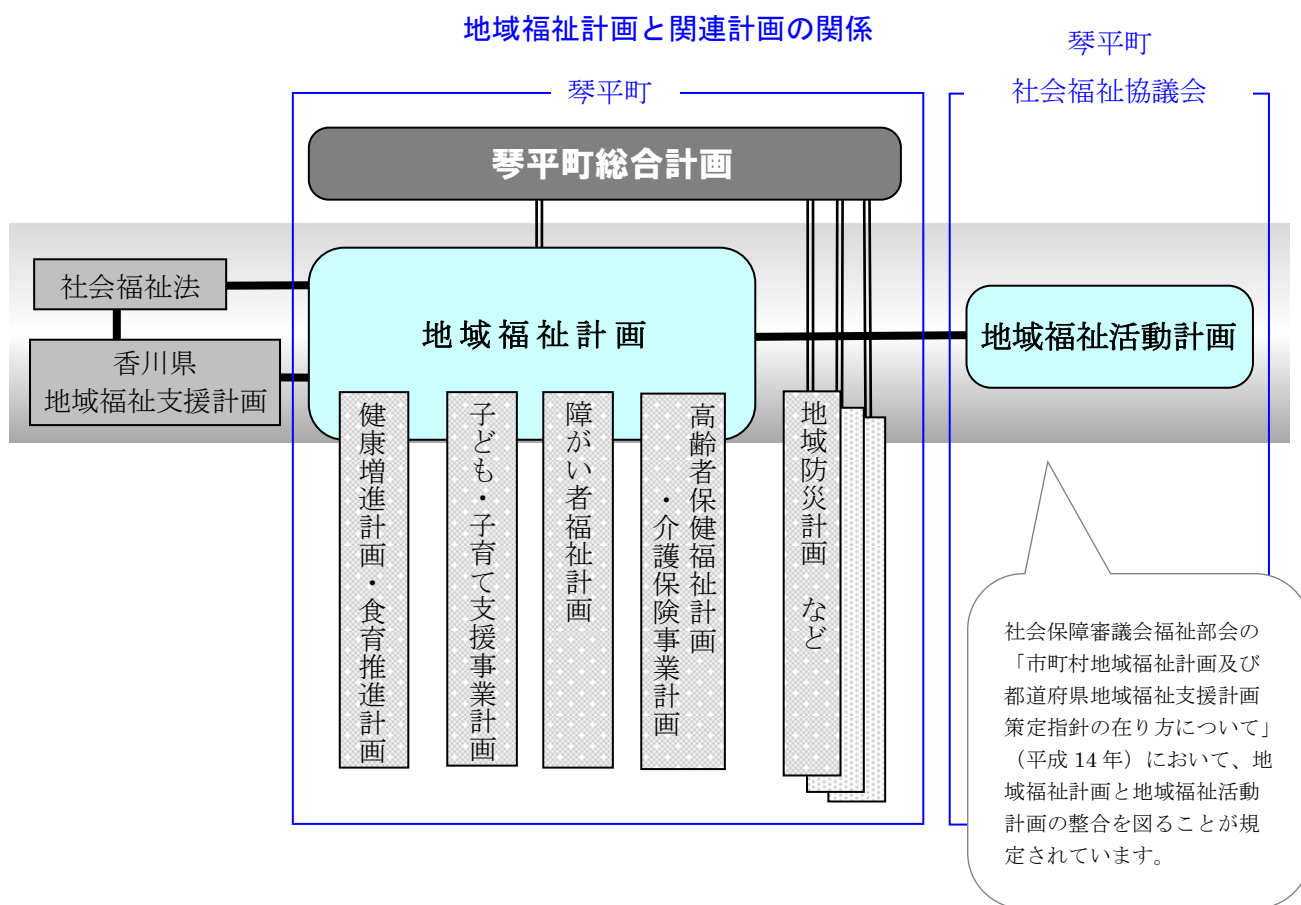
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
第2次地域福祉計画	→					
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	→			→		
障がい者福祉計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画は32年度に改定 →					
子ども・子育て支援事業計画	27～31年度 →		32～36年度 →			
第2次健康増進計画 ・第2次食育推進計画	→					
琴平町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	→					

第3節 関連計画

町の最上位計画である第4次琴平町総合計画では、保健・福祉分野の基本目標として「みんなで支え合い健やかに暮らせるまちづくり」を掲げ、地域福祉の推進により協働のまちづくりを実現していくこととしています。

地域福祉計画は、改正社会福祉法に基づき、町の保健・福祉分野における各個別計画の上位計画として、地域における高齢者、障がい者、子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を位置づけ、各個別計画と整合を図りながら策定します。

また、上位計画である香川県地域福祉支援計画や、琴平町社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも整合を図りながら策定します。



第4節 本計画をめぐる社会背景

わが国では、平成2年（1990年）の福祉8法改正以降、市町村を中心に福祉サービスが充実し、誰もが地域で安心して暮らし続けられる福祉基盤づくりが進められてきました。

近年の福祉制度の変遷

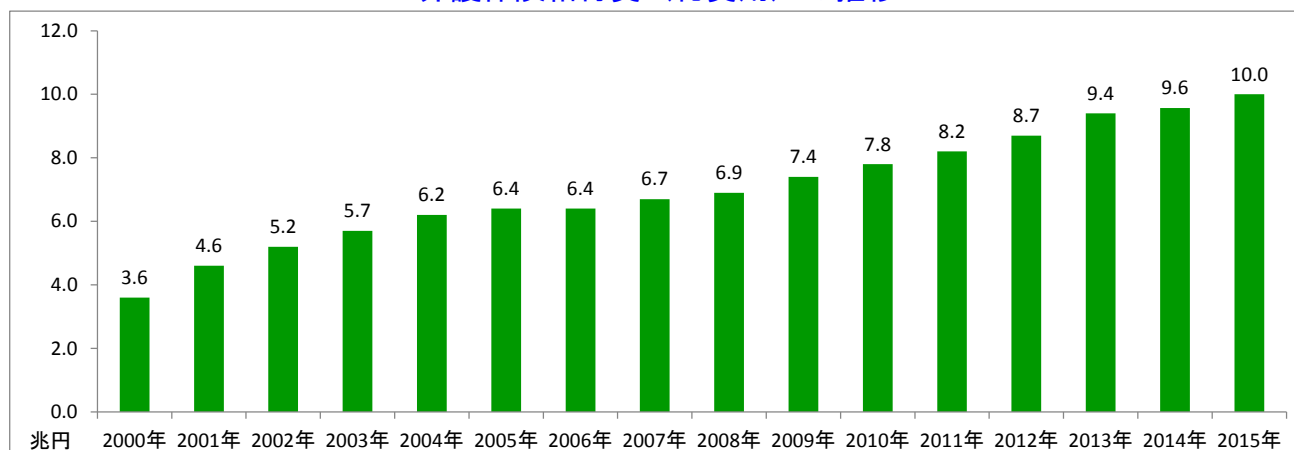
	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害（身体・知的・精神）の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等		自立支援プログラム導入	
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）		報告書
2013		障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 ↓ 施行	
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設 等			生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定 ↓ 施行	
2015	施行		施行		社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		

資料：厚生労働省「第1回地域力強化検討会」資料

平成12年度（2000年度）には、高齢者の介護・福祉に、社会保険制度として介護保険を導入し、多様な事業主体の参入規制を緩和して、サービス量の拡充を図りました。その結果、制度発足から15年あまりで、サービス給付費は3.6兆円から10兆円へと大幅に拡大しました。

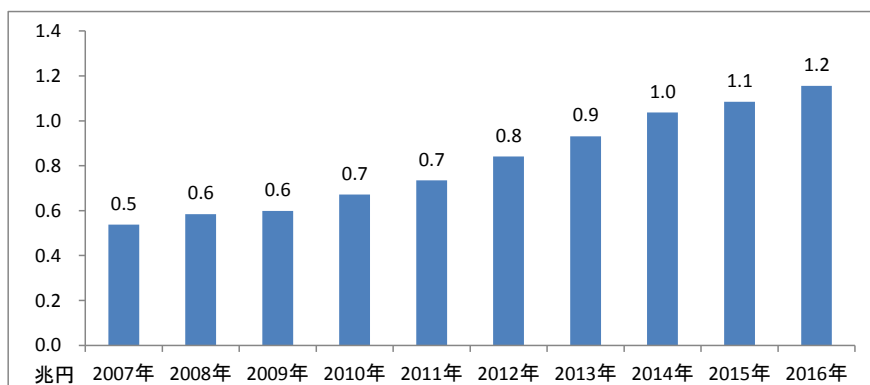
また、平成18年度（2006年度）には、障がい者の福祉にも、介護保険制度にならったサービスの普遍化を図る制度として、障がい者自立支援制度が導入され、制度発足から10年で、サービス給付費は0.5兆円から1.2兆円へと2倍以上に拡大しました。

介護保険給付費（総費用）の推移



資料：厚生労働省

障がい福祉サービス費の推移



資料：厚生労働省

児童福祉・子育て支援分野についても、平成7年（1995年）のエンゼルプラン以降、保育サービスの拡充、地域子育て支援センターをはじめとするサービスの多様化が進められ、平成27年度（2015年度）からは、介護保険や障がい者自立支援制度と同様にサービス給付のしくみを導入する子ども・子育て支援制度が開始され、サービスの拡充につながっています。

このように、高齢者介護福祉、障がい者福祉、児童福祉・子育て支援など、分野ごとに福祉サービスが質・量ともに急速に発展してきましたが、反面、新たな課題として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手の分断」が生じてきています。

例えば、私たちのまわりの生活を見てみると、障がいのある子の親が高齢化して介護を要する世帯や、「ダブルケア」と呼ばれる、介護と育児に同時に直面する世帯、さらには、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯など、複合的・重層的な生活課題による深刻な「生活のしづらさ」が以前より増えています。

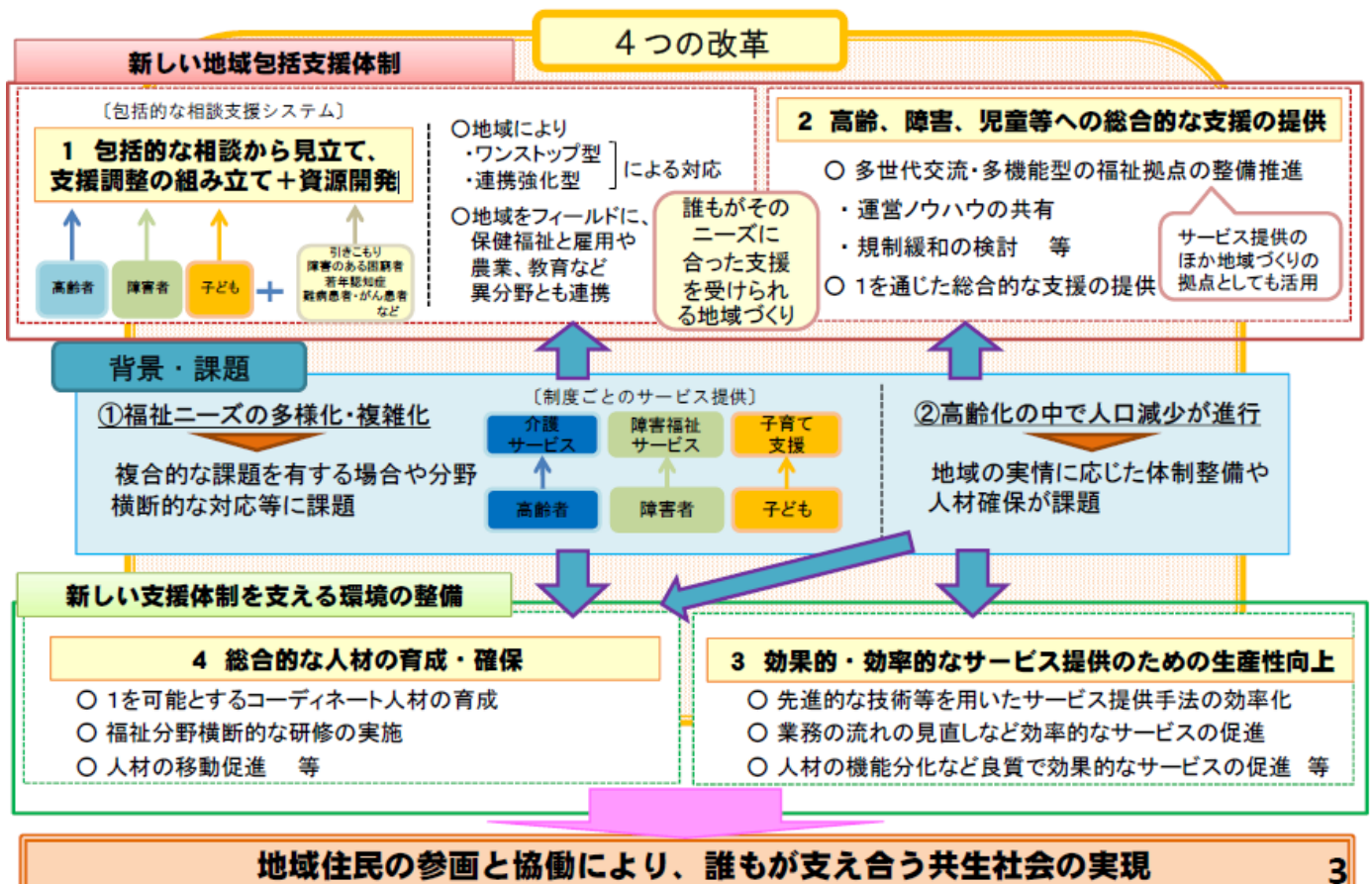
そして、人口の減少、少子高齢化により地域コミュニティが希薄化する中で、かつては、家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっています。

また、一方では、普遍性を担保しなければならないサービス提供の現場において、人材不足も顕在化し、将来的な不安要素となっています。

こうした状況を受け、国では、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を策定し、「1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てと資源開発」など4つの改革を進める方向を示しました。

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の概要

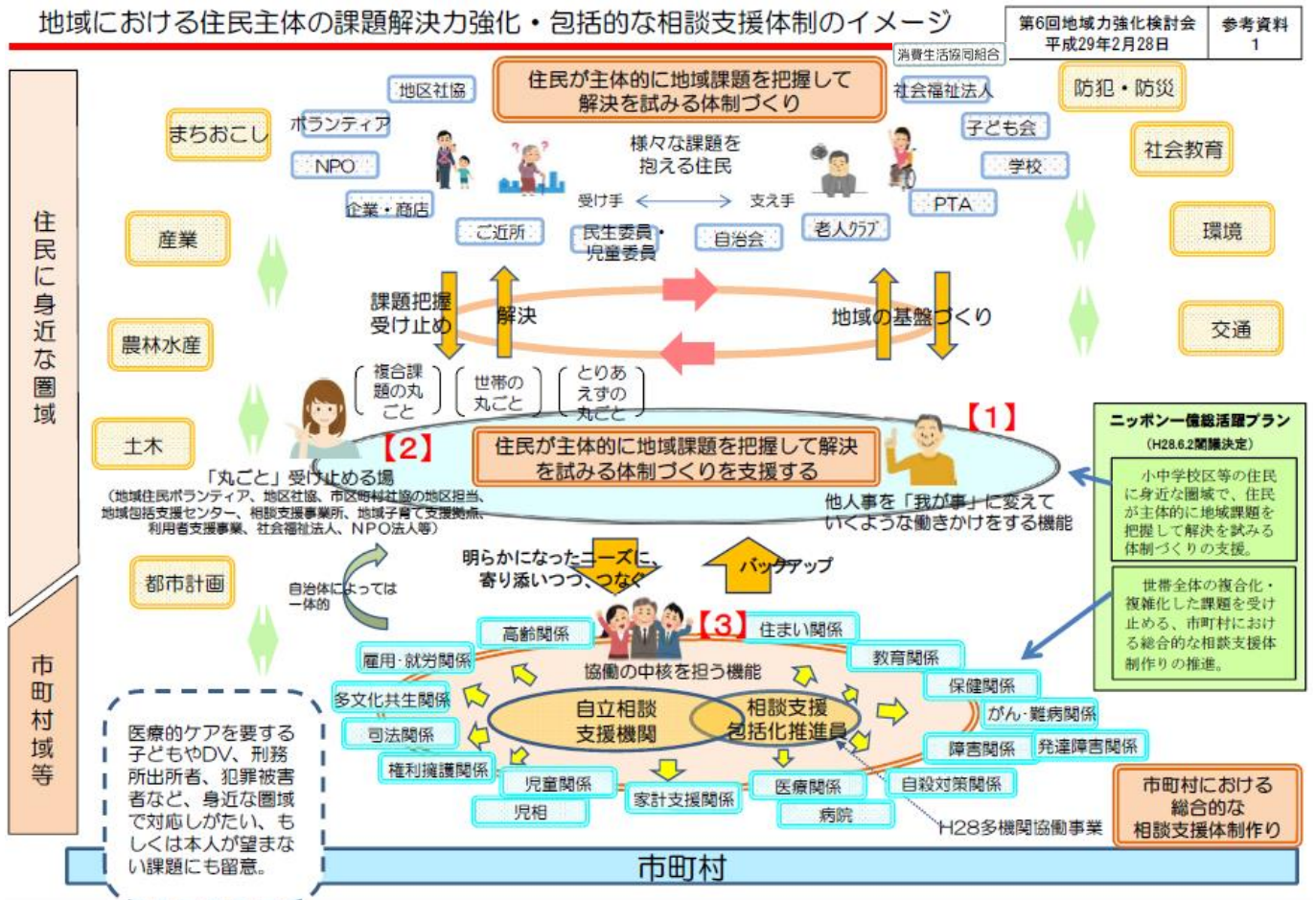
～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～ 平成27年9月



資料：厚生労働省「第1回地域力強化検討会」資料

平成28～29年の国の地域力強化検討会の取り組みと、平成30年4月施行の改正社会福祉法による「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」は、この具体化であり、住民が主体的に地域課題を把握して地域課題の解決を試みるよう、地域に、「他人事を我が事に変えていくような働きかけをする機能」や「生活課題を丸ごと受け止める場」を付加し、市町村における総合的な相談支援体制づくりを進めることをめざしています。

「我が事・丸ごと地域共生社会づくり」がめざす方向



資料：厚生労働省「第6回地域力強化検討会」資料を一部改変（その後の同省の補記を受け、「消費生活協同組合」を図に追加）

第2章 琴平町の現状

第1節 町域の概要

金刀比羅宮の門前町として古くから栄えた本町は、讃岐平野の西端に位置する東西約3 km、南北約5 km、面積8.47 km²のコンパクトな町です。

本町の町域図



J R 琴平駅から金刀比羅宮参道に至る中心市街地である琴平地区（金倉川を境に川東・川西）、J R 土讃線東側の榎井地区、南部の五条地区、北部の象郷地区（苗田・上榎梨・下榎梨）に分かれ、琴平地区と榎井地区は住宅が密集しており、五条地区、象郷地区は比較的農地が残っており、米、麦、野菜が生産されるほか、ニンニクの著名な産地となっています。

琴平地区は、歴史ある宿泊施設や土産物店が集積し、観光客で年中賑わっていますが、道路や宅地の区画が狭く、郊外への転出を招いています。

榎井地区は、国道319号と旧琴平街道である県道高松琴平線が交差し、町内唯一のショッピングセンターも立地する住宅地域ですが、琴平地区同様、道路や宅地の区画が狭いところも多い状況です。

五条地区や象郷地区は、農業振興地域であり、農業従事者の高齢化が進む中、地域の農業を維持・継承していくことが求められています。

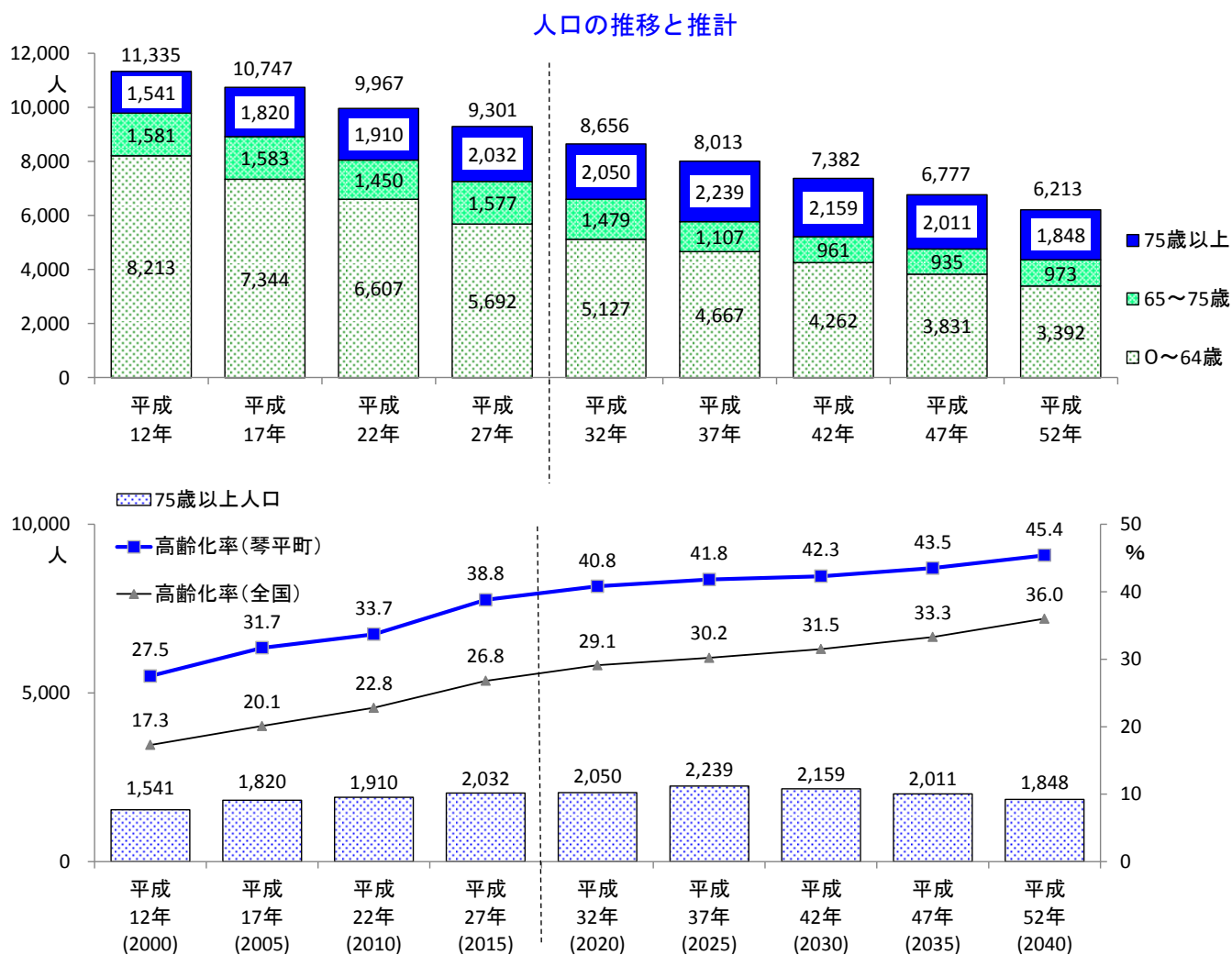
第2節 人口の動向

1 人口の推移と推計

本町の国勢調査ベースの人口は減少傾向で推移しており、このままの傾向で推移すると、平成32年（2020年）には8,600人台に、平成37年（2025年）には8,000人前後に、平成52年（2040年）には6,200人前後になると推計されます。

少子化傾向から、0～14歳の年少人口も一貫して減少し、平成32年（2020年）には700人台に、平成52年（2040年）には500人台になると推計されます。地域の子どもの数が減るといことで、子どもや保護者が、同年代の子どもや子育て世代と交流する機会が減ることにより、社会性を身につけるためのコミュニケーションの不足や、子育て不安を招くおそれが想定されるため、地域ぐるみの子育てを一層推進していく必要があります。

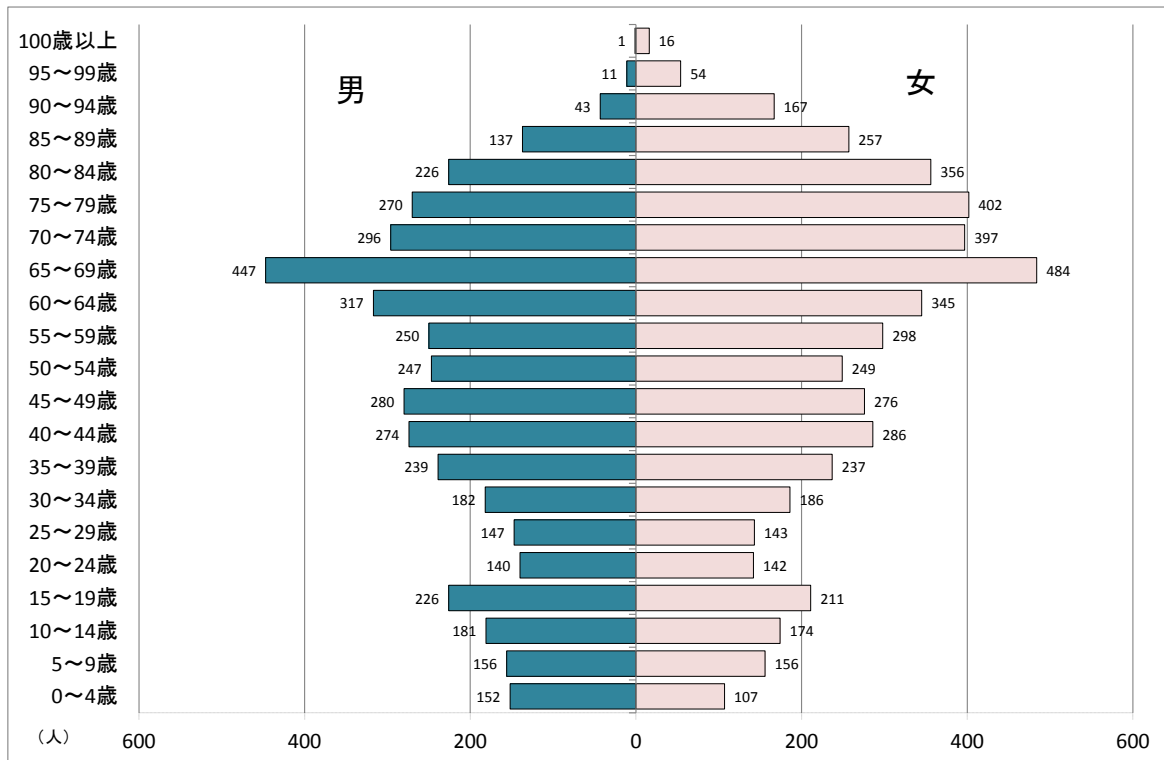
一方、高齢化率は全国平均を10ポイント程度上回って推移し、平成52年には45%を超えるものと推計されますが、高齢者人口そのものは、人口減少に伴い、減少傾向で推移すると見込まれます。しかし、要介護状態になる割合が高くなる75歳以上の人口は平成37年頃まで増加が続くと見込まれており、地域で要介護高齢者を支える基盤の強化に引き続き取り組んでいく必要があります。



資料：厚生労働省「介護保険見える化システム」をもとに作成（国勢調査ベース）

平成27年の人口ピラミッドをみると、65～69歳が男女とも多い一方、若い世代、とりわけ20代が極端に少なくなっています。

平成27年の人口ピラミッド



資料：国勢調査

2 地区別人口

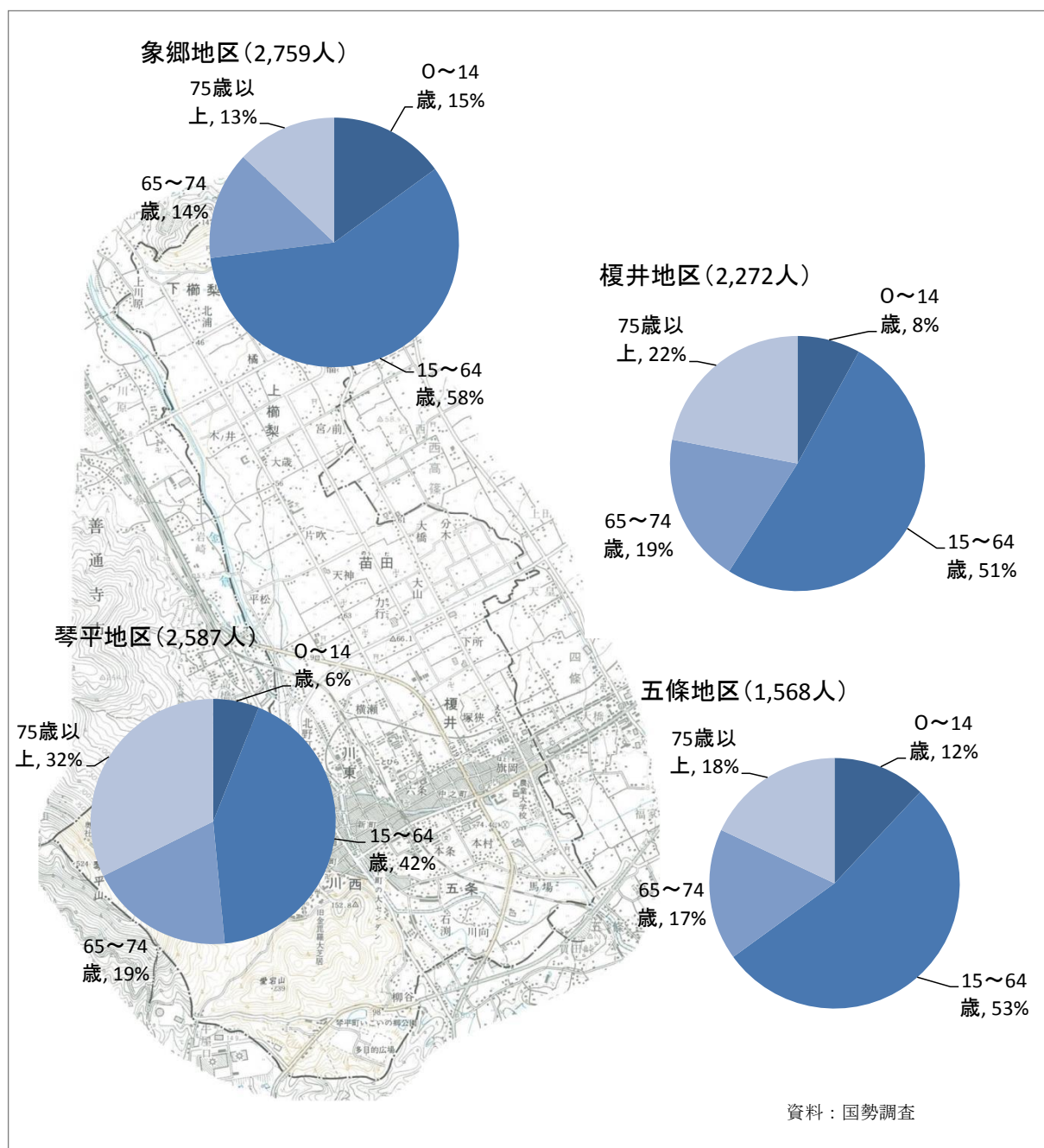
平成27年国勢調査によると、本町の地区別人口は、琴平地区が2,587人、榎井地区が2,272人、五條地区が1,568人、象郷地区が2,759人となっています。

年齢別人口割合をみると、琴平地区では、高齢化率が5割を超え、75歳以上人口比率も3割を超える一方、0～14歳の年少人口比率がわずか6%となっています。

最も少子高齢化の進行が遅いのは象郷地区で、0～14歳の年少人口比率は15%、高齢化率は27%となっています。

本町は、町域面積の小さい町ですが、地区の状況はそれぞれ大きく異なることから、地区ごとに異なる生活課題にきめ細かく対応していくことが求められます。

地区別年齢別人口（平成27年国勢調査）



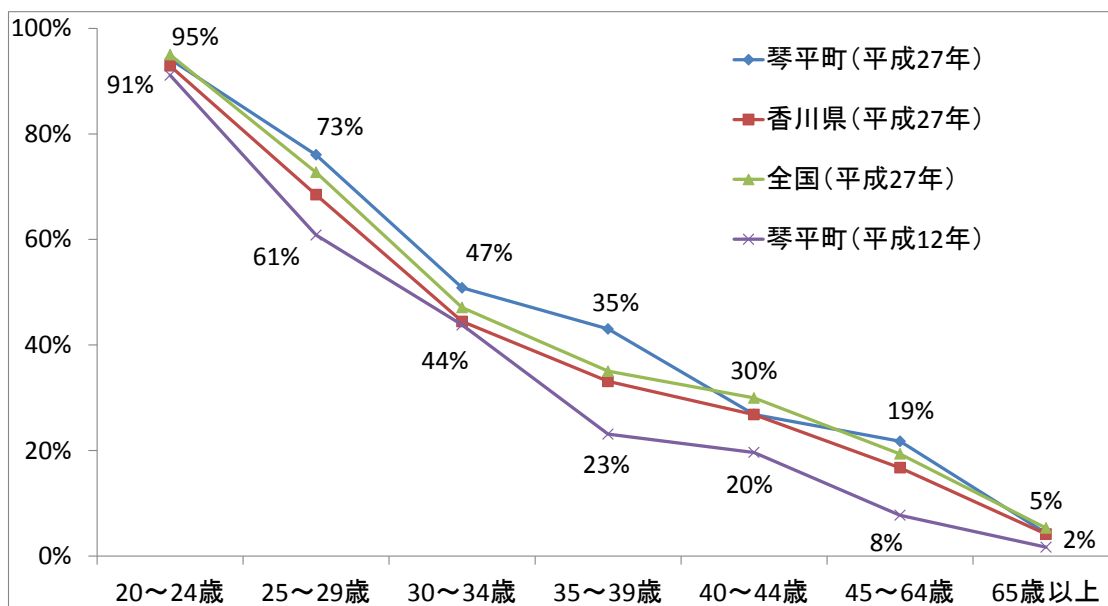
第3節 未婚・離婚の状況

1 未婚者の割合

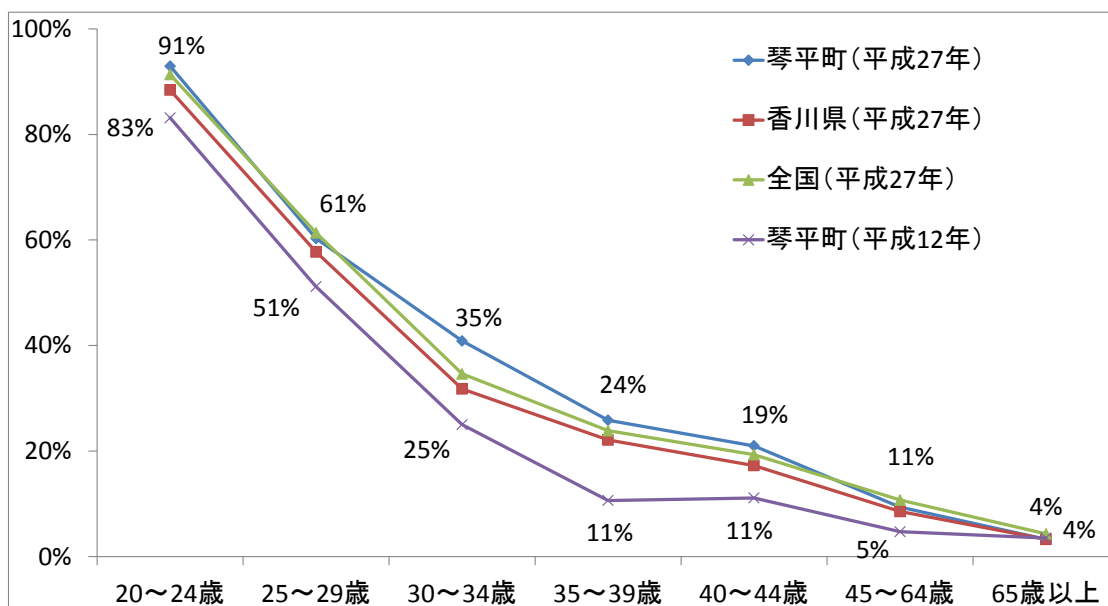
平成27年国勢調査によると、本町の年齢区分ごとの未婚者（死別・離別を除いた一度も結婚していない人）の割合は、40代前半においても、男性で3割、女性で2割を占め、晩婚化・非婚化の状況がみてとれます。また、本町は男女とも多くの年齢層で全国平均や県平均より割合が高く、本町自身の15年前（平成12年）の値と比較しても割合が顕著に増加しており、晩婚・非婚の深刻さがうかがえます。

年齢区分ごとの未婚者の割合

〔男性〕



〔女性〕



資料：国勢調査

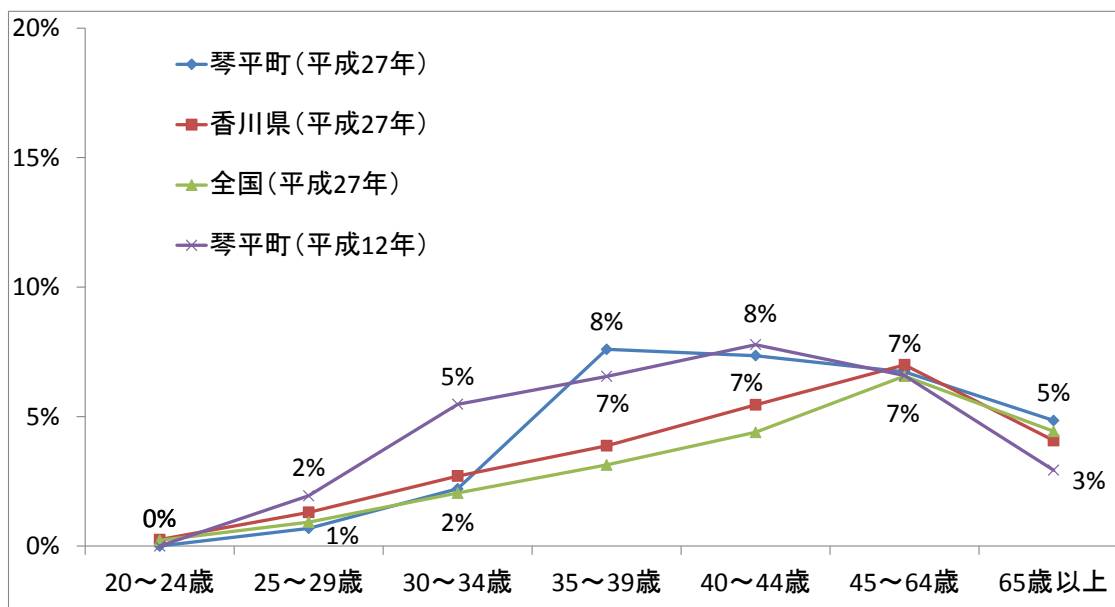
2 離婚者の割合

同じく平成27年国勢調査によると、本町の年齢区分ごとの離婚者の割合（再婚者は除く）は、40代前半でみると男性が7%、女性が14%で、未婚者の割合と同様に、本町は男女とも多くの年齢層で全国平均や県平均より割合が高くなっています。

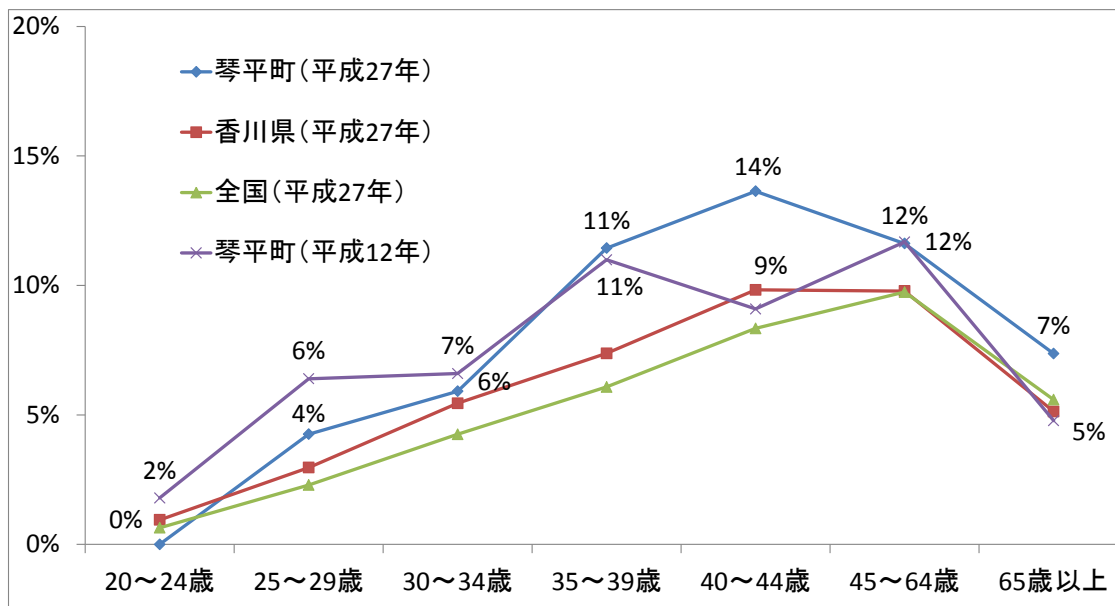
晩婚・非婚や離婚は、第一義的には個人のプライベートの問題ですが、それに伴う少子化や本人の生活のしづらさなどは地域で改善・解決を図っていくべき課題と言えます。

年齢区分ごとの離婚者の割合

〔男性〕



〔女性〕



資料：国勢調査

第4節 就業の状況

1 産業分類別就業人口

平成27年国勢調査によると、琴平町民の就業者は男性が2,329人、女性が2,090人です。

産業分類別の構成比をみると、男性は製造業が20%、卸売業・小売業が16%、建設業が12%などとなっており、女性は卸売業・小売業が23%、医療・福祉が18%、宿泊業・飲食サービス業が16%などとなっています。

全国の構成比と比較すると、男性の若年層（15～39歳）で製造業の構成比が高いこと、女性の宿泊業・飲食サービス業の構成比が各年齢層で高いこと、65歳以上の男女で卸売業・小売業の構成比が高いことが、本町の特徴です。

産業分類別就業人口と構成比（平成27年国勢調査）

単位：人、%

〔琴平町男性〕

	就業者 合計	農林 水産業	建設業	製造業	卸売 業・小 売業	宿泊業・ 飲食サー ビス業	生活関 連サービ ス業・娯 楽業	医療・ 福祉	公務	その他
合計	2,329	156	271	459	371	135	68	131	126	612
15～39歳	640	10	73	185	91	32	18	45	39	147
40～64歳	1,173	46	154	216	167	59	27	61	83	360
65歳以上	516	100	44	58	113	44	23	25	4	105
合計										
		7%	12%	20%	16%	6%	3%	6%	5%	26%
15～39歳		2%	11%	29%	14%	5%	3%	7%	6%	23%
40～64歳		4%	13%	18%	14%	5%	2%	5%	7%	31%
65歳以上		19%	9%	11%	22%	9%	4%	5%	1%	20%

〔琴平町女性〕

	就業者 合計	農林 水産業	建設業	製造業	卸売 業・小 売業	宿泊業・ 飲食サー ビス業	生活関 連サービ ス業・娯 楽業	医療・ 福祉	公務	その他
合計	2,090	113	47	212	471	330	109	385	58	365
15～39歳	571	6	8	65	107	82	37	136	25	105
40～64歳	1,037	38	32	119	210	143	45	211	33	206
65歳以上	482	69	7	28	154	105	27	38	0	54
合計										
		5%	2%	10%	23%	16%	5%	18%	3%	17%
15～39歳		1%	1%	11%	19%	14%	6%	24%	4%	18%
40～64歳		4%	3%	11%	20%	14%	4%	20%	3%	20%
65歳以上		14%	1%	6%	32%	22%	6%	8%	0%	11%

〔参考〕構成比の全国値

		農林 水産業	建設業	製造業	卸売業・ 小売業	宿泊業・飲 食サービス 業	生活関連 サービス 業・娯楽業	医療・福 祉	公務	その他
男性	合計	4%	11%	20%	13%	4%	2%	5%	4%	36%
	15～39歳	2%	9%	22%	14%	5%	3%	6%	5%	34%
	40～64歳	3%	12%	21%	12%	3%	2%	5%	5%	37%
	65歳以上	15%	11%	12%	13%	4%	4%	5%	1%	36%
女性	合計	3%	3%	11%	18%	8%	5%	21%	2%	29%
	15～39歳	1%	2%	11%	18%	8%	5%	22%	2%	30%
	40～64歳	3%	3%	12%	19%	7%	4%	22%	2%	29%
	65歳以上	14%	3%	9%	16%	10%	7%	11%	1%	27%

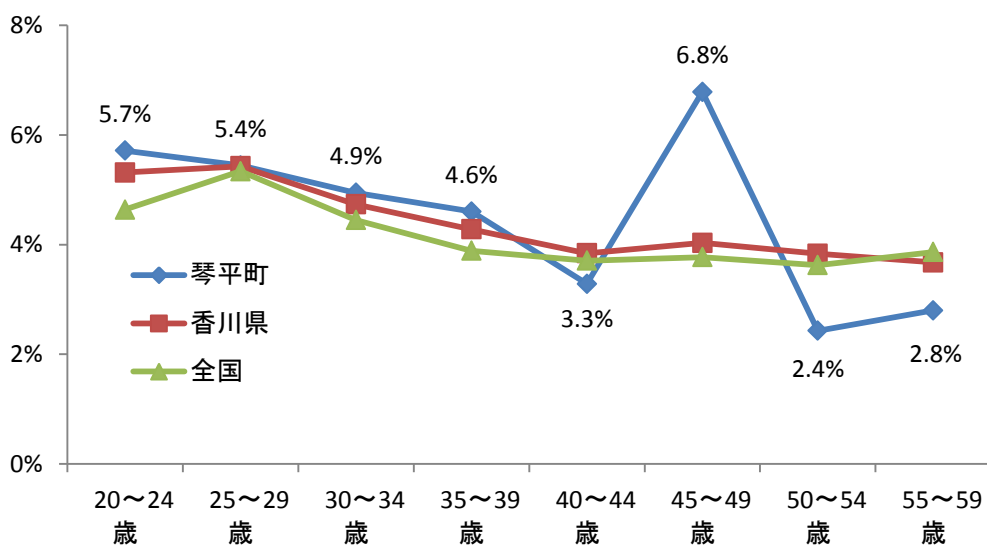
2 失業の状況

平成27年国勢調査で本町住民の年齢別・男女別の失業の状況をみると、男性では、20代前半の男性の5.7%、女性の4.2%が失業中であるなど、若年層の失業が相当数あることが分かり、若者の就業の促進が本町でも課題であると言えます。

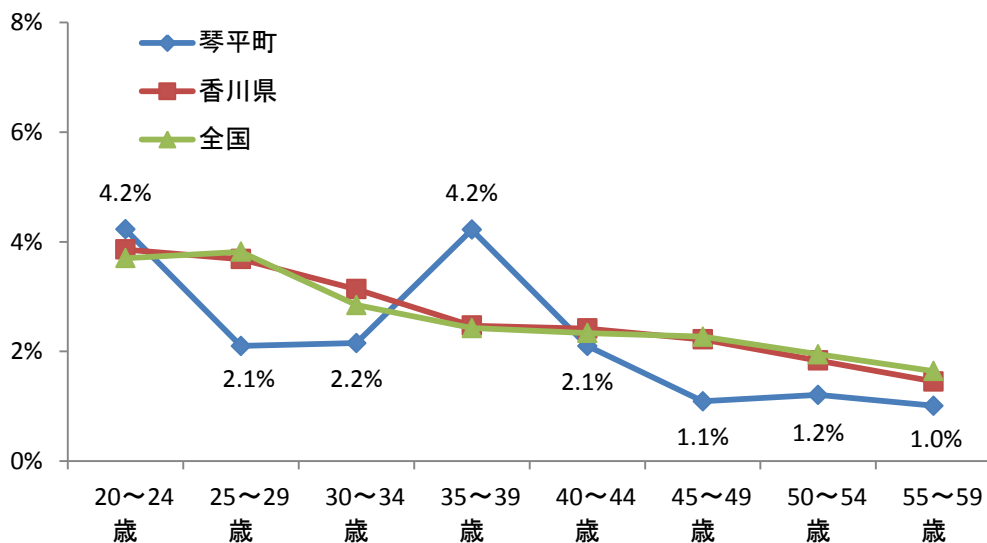
失業率は、年齢が上がるほど低下し、男女とも、全国平均や県平均より低い年代が多くなっていますが、男性の40代後半、女性の30代後半では、全国平均や県平均より突出して高くなっています。これらは、一過性のものと考えられますが、こうした就業の不安定により生じる生活課題に対して、地域福祉で行えることを実践していくことが期待されます。

年齢別・男女別にみた失業率（平成27年国勢調査）

〔男性〕



〔女性〕



※完全失業者数/当該年齢人口であり、分母には、家事など非労働力人口も含まれます。

第5節 要介護認定者・障がい者の状況

介護保険制度では、要介護状態にある高齢者に要介護認定を行い、介護サービスを提供します。

本町の平成28年度末の要介護認定者は673人で、高齢者全体の2割前後を占めています。また、障がい者福祉制度では、各種支援を行うために、手帳交付制度があります。

平成28年度末の身体障がい者手帳所持者数は516人、療育手帳所持者数は78人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は49人となっています。

このように、町民の相当数が要介護高齢者や障がい者であるため、そのニーズに応える介護保険サービスや障がい福祉サービスの量的充足は、引き続き本町の政策課題と言えます。

要介護認定者数（平成28年度末）

区分	人数
要支援1・2	187
要介護1・2	259
要介護3～5	227
合計	673

障がい者手帳所持者数（平成28年度末）

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳
18歳未満	5	21	1
18～64歳	92	49	37
65歳以上	419	8	11
合計	516	78	49

第6節 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯は、子育てや家事と就労の両立への心身の負担が大きいため、地域で可能な支援を行っていくことが望まれます。

平成27年国勢調査によると、本町の20歳未満の子どもがいる母子世帯は61世帯、父子世帯は7世帯で、それぞれ全世帯の1.6%、0.2%を占めます。この全世帯に占める構成比は、香川県や全国の値とほぼ同程度となっています。

また、一番下の子どもの年齢ごとに母子世帯数、父子世帯数をみると、例えば、一番下の子どもの年齢が12～14歳の世帯117世帯のうち、母子世帯は13世帯、父子世帯は2世帯で、それぞれ当該世代の世帯の11.1%、1.7%を占めます。母子世帯は、一番下の子どもの年齢が15～17歳の世帯、一番下の子どもの年齢が18～19歳の世帯においても、当該世代の世帯の1割を超えており、香川県や全国の値を上回っています。

母子世帯・父子世帯の数と構成比（平成27年国勢調査）

	一般 世帯数	一番下の子どもの年齢				
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳
母子世帯	61	5	16	13	18	9
父子世帯	7	0	3	2	1	1
世帯数合計	3,699	230	201	117	136	85
母子世帯の割合	1.6%	2.2%	8.0%	11.1%	13.2%	10.6%
父子世帯の割合	0.2%	0.0%	1.5%	1.7%	0.7%	1.2%

〔参考〕構成比の県合計値・全国合計値

	世帯 合計	一番下の子どもの年齢					
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	
県合計	母子世帯	1.6%	3.5%	8.2%	10.1%	9.5%	6.4%
	父子世帯	0.2%	0.2%	0.9%	1.4%	1.4%	1.1%
全国合計	母子世帯	1.4%	2.9%	7.4%	9.0%	8.6%	5.1%
	父子世帯	0.2%	0.1%	0.7%	1.1%	1.3%	0.9%

第7節 生活困窮世帯の状況

生活困窮世帯の状況をみると、平成27年度の人口千人当たり被生活保護者数は17.7人で、県内では善通寺市に次いで2番目に高くなっています。

また、生活保護世帯や、生活保護には至らないものの生活困窮である「準要保護」の世帯の児童・生徒に、給食費や修学旅行費などの経済的支援を行う就学援助制度がありますが、平成28年度の本町の援助実績は20人となっています。

生活困窮者に対しては、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設する「生活困窮者自立支援制度」が平成27年度から施行されており、本町では、琴平町社会福祉協議会が町・県、ハローワーク等と連携しながら、自立支援プランの策定・評価など、支援事業に取り組んでいます。

人口千人当たり被生活保護者数の県内順位（平成27年度）

市町名	順位	被保護者数
善通寺市	1	21.29
琴平町	2	17.70
小豆島町	3	15.43
高松市	4	15.29
宇多津町	5	13.97
坂出市	6	12.40
丸亀市	7	9.04
多度津町	8	7.86
土庄町	9	7.67
三木町	10	7.60
東かがわ市	11	6.09
さぬき市	12	5.42
三豊市	13	4.58
直島町	14	4.44
観音寺市	15	4.07
まんのう町	16	3.87
綾川町	17	2.88
県平均	-	11.37

資料：香川県「100の指標からみた市町」

琴平町社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業の実施状況（平成28年度）

項目	件数
電話相談・連絡	268
訪問・同行支援	228
面談	216
所内会議	30
支援調整会議（プラン策定）	4
支援調整会議（評価実施）	1
その他機関との会議（支援調整会議以外）	14
他機関との電話照会・協議	177
その他	15

第8節 在住外国人の状況

平成27年国勢調査によると、本町の在住外国人人口は33人で、香川県全体が6,928人に及ぶのに対し、県内では直島町（16人）に次いで少なくなっています。近隣では、丸亀市に1,000人以上、多度津町に500人以上の在住外国人がいる状況です。

県内市町村の在住外国人数（平成27年国勢調査）



〔国籍の内訳〕

	琴平町	香川県
ベトナム	10	586
インドネシア	8	325
韓国, 朝鮮	5	694
中国	3	2,751
ブラジル	3	139
フィリピン	2	990
タイ	1	106
その他	1	1,337
合計	33	6,928

本町は、多くの外国人観光客が訪れ、近年は特にその数が増加していますが、在住外国人そのものはわずかです。

これは、外国人研修・技能実習制度を活用する産業形態が本町に少なかったためと考えられますが、平成29年に介護職の技能実習制度が開始されるなど、状況が変化しており、今後は増える可能性があります。

第3章 町民の意識・ニーズ

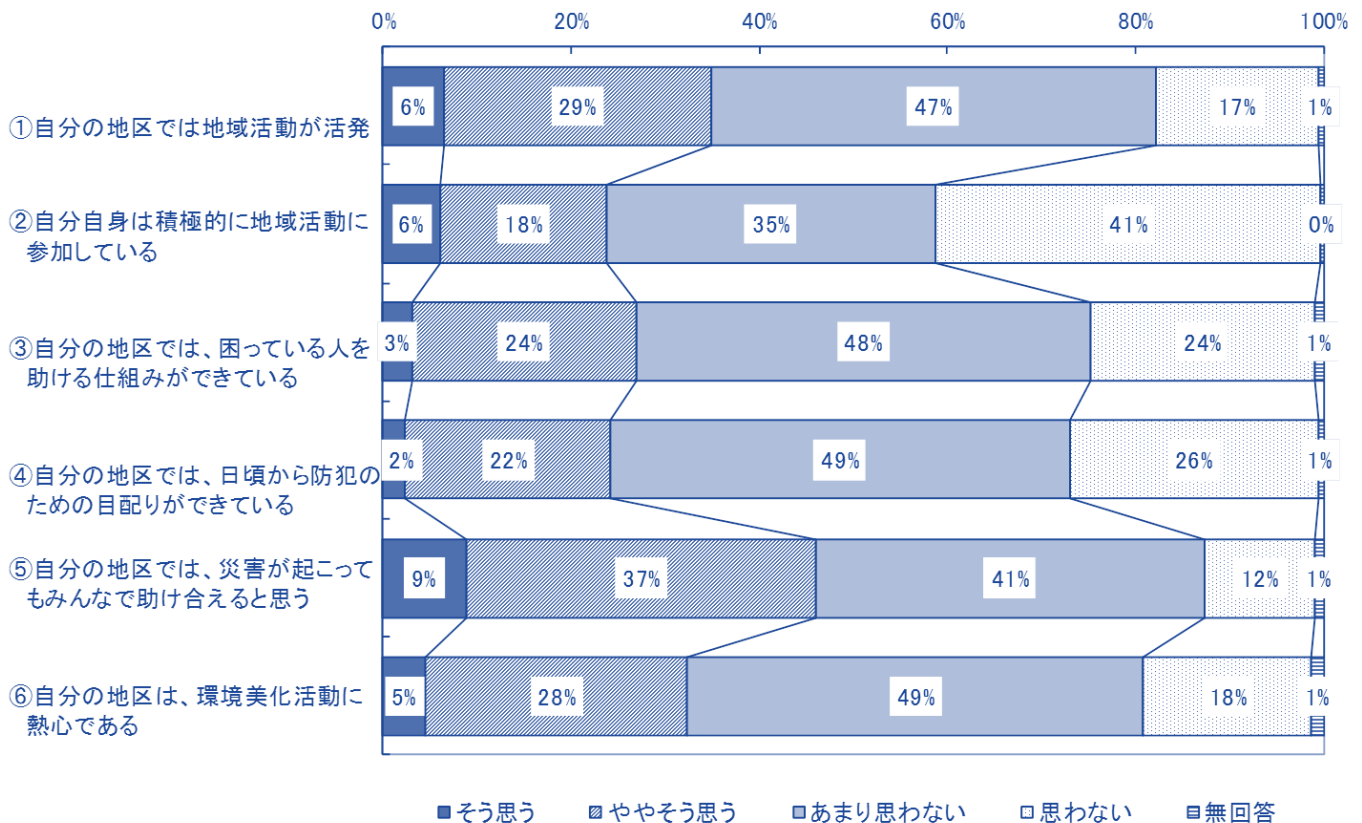
本計画を策定するための基礎資料とするため、町民と中学生を対象に平成29年8～9月にアンケート調査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

〔参考〕 アンケート調査の実施状況

調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
町民用調査	18～64歳の1,000名	1,000	330	33.0%
中学生用調査	中学生全員	189	186	98.4%

(1) 住んでいる地区に対する評価

住んでいる地区に対する評価（町民用調査）

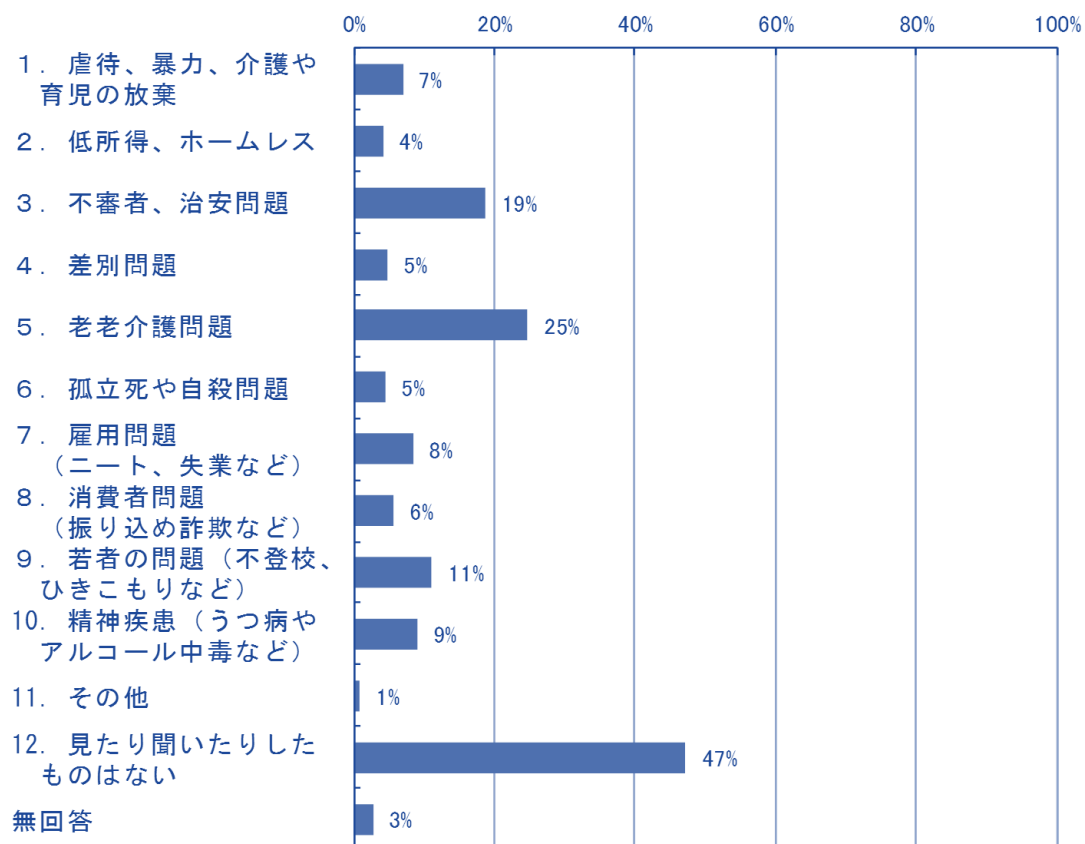


住んでいる地区に対してどう感じるかたずねたところ、「①自分の地区では地域活動が活発」、「②自分自身は積極的に地域活動に参加している」、「③自分の地区では、困っている人を助ける仕組みができている」、「④自分の地区では、日頃から防犯のための目配りができている」、「⑤自分の地区では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う」、「⑥自分の地区は、環境美化活動に熱心である」のすべての項目において、「あまり思わない」と「思わない」の合計が「そう思う」と「ややそう思う」の合計を上回っています。

①～⑥の項目は、いずれも、町民が安心して暮らせる基本となるものであり、住んでいる地区の評価が高まるよう、町民も行政も取り組みを強化していくことが求められます。

(2) この1年間に町内で見聞きした福祉課題

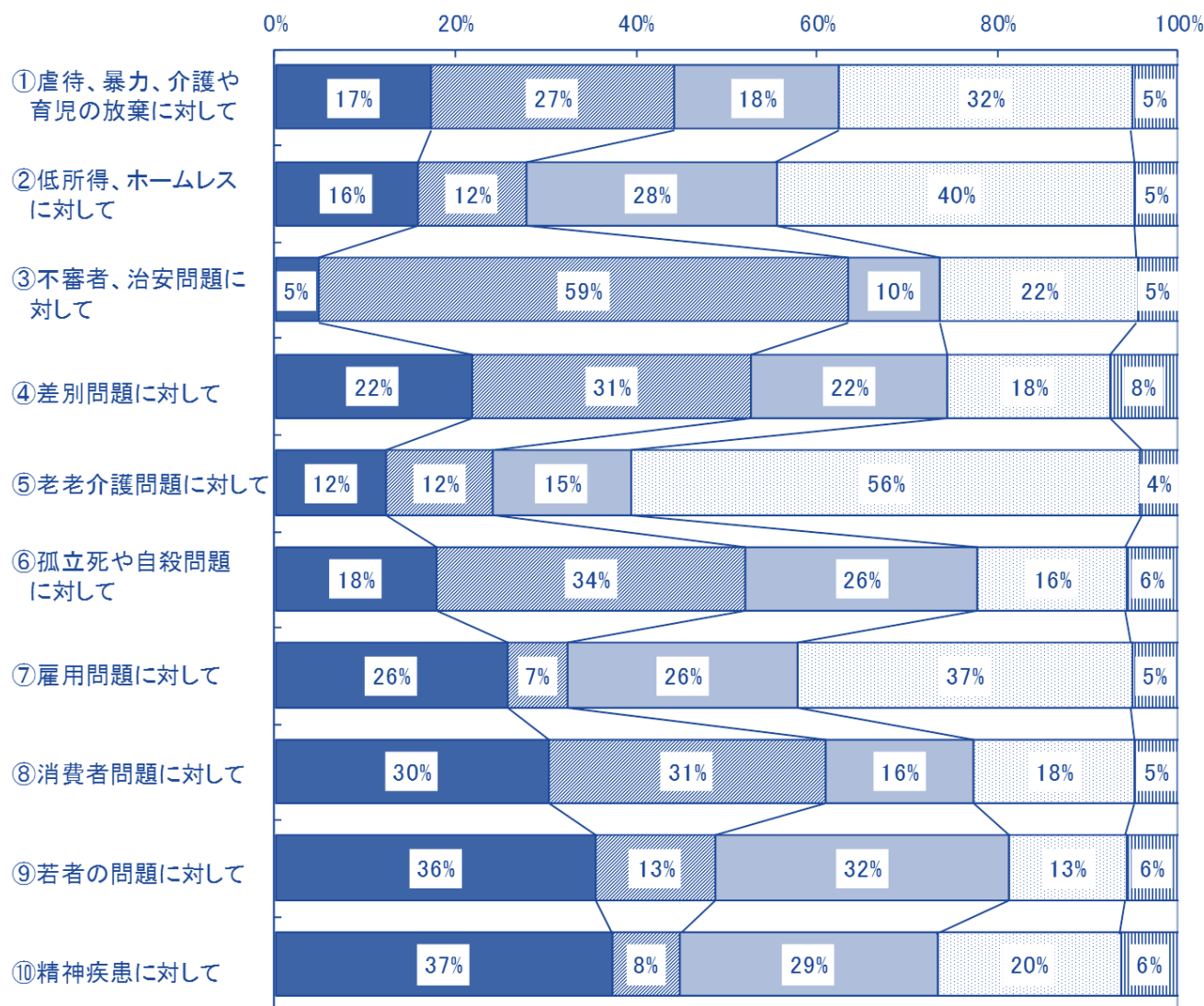
この1年間に町内で見聞きした福祉課題（町民用調査）



この1年間に福祉的な支援が必要と思われる課題について、琴平町内で見たり聞いたりしたかたずねたところ、「老老介護問題」の2割強を筆頭に、「不審者、治安問題」が約2割、「若者の問題（不登校、ひきこもりなど）」が約1割などとなっています。
琴平町においても、様々な福祉課題が生じている状況がみてとれます。

(3) 福祉課題に対する自助・共助・公助の役割分担意識

福祉課題に対する自助・共助・公助の役割分担意識（町民用調査）

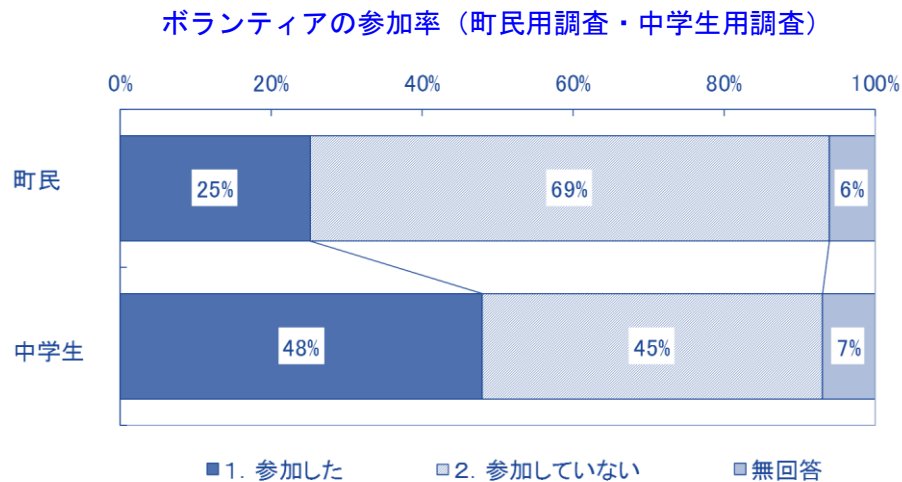


- 1. 家庭内・親族内での解決を助言・支援する
- 2. 地域での見守りやつながりを強化して解決する
- 3. この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援する
- 4. 税を財源として、福祉事業・行政サービス・措置で解決する
- 5. 無回答

様々な福祉課題を解決していくために、それぞれ、今後、自助・共助・公助のどれを重視すべきかたずねたところ、「⑩精神疾患（うつ病やアルコール中毒など）」などは、自助を重視すべきという回答が多く、「⑤老老介護問題」、「②低所得、ホームレス」などは公助を重視すべきという回答が目立っています。

共助については、「地域での見守りやつながりを強化して解決する」方法と、「この問題に向き合う非営利のボランティアを育成・支援する」方法を選択肢で上げていますが、前者が多かったのは、「①虐待、暴力、介護や育児の放棄」、「③不審者、治安問題」、「⑥孤立死や自殺問題」で、後者は「⑨若者の問題（不登校、ひきこもりなど）」、「⑩精神疾患（うつ病やアルコール中毒など）」で多くなっています。これらの回答を参考にしながら、自助・共助・公助の役割分担により、福祉課題の解決を図っていく必要があります。

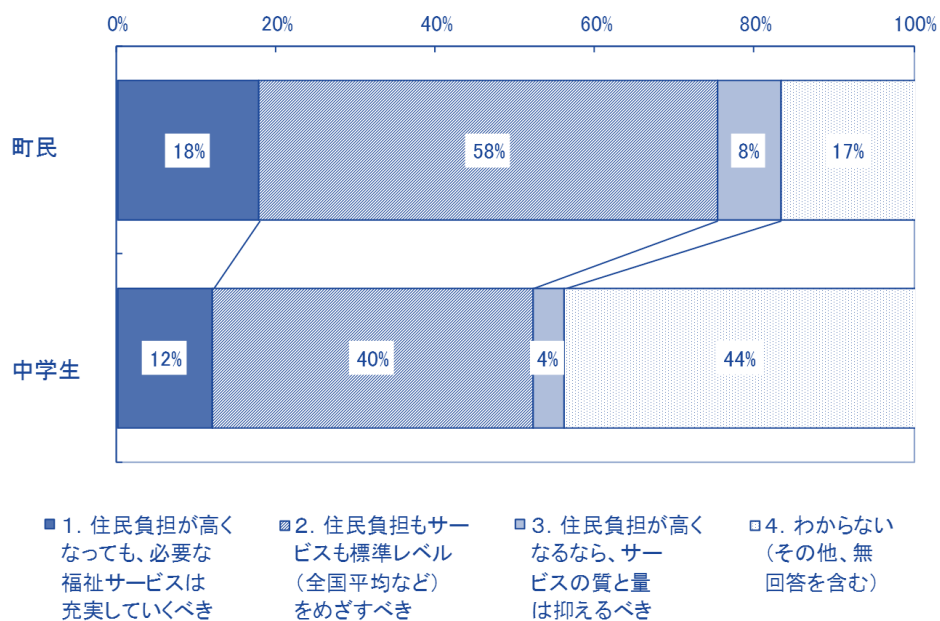
(4) ボランティアの参加率



この1年間のボランティアの参加率は、町民が25%、中学生が48%となっています。ボランティアの参加は自主性が基本ですが、参加率が高いほど、地域の福祉力は高いと言えるため、参加率が一層向上するよう、啓発を進めることが期待されます。

(5) 福祉の充実と住民負担増との関係に対する意識

福祉の充実と住民負担増との関係に対する意識（町民用調査・中学生用調査）



福祉の充実と住民負担増の関係については、町民も、中学生も全国平均など標準レベルをめざすべきという回答が多くなっています。「中負担・中福祉」を本町の政策の基本方向としつつ、必要なサービスを充実していくことが期待されます。

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町は、自治会や婦人会、子ども会、老人クラブなど、身近な地域を単位とした地域福祉活動が根づいており、学校、保育所（園）、幼稚園、福祉事業所、企業・商店など、様々な組織・団体が地域に根ざした活動を行っています。こうして築き上げた人のネットワークにより、災害、犯罪など、万が一の事態に備え、お互いに見守り、支え合って成り立っています。

人口減少、高齢化が進む中で、今後も、すべての住民が地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、これまで築いた福祉の土壌を活かし、他人事ではなく「我が事」として、支援が必要な人を「丸ごと」支えていく「地域共生社会」づくりを進めます。



みんなできづき、つなぐ「地域共生社会」づくり

第2節 基本目標

基本理念を実現するため、以下の2つの基本目標を設定します。

1 「チーム琴平」（我が事）の機運の醸成

特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、我が事として地域づくりに参加し、互いに協力しながら、安心して暮らしていける「チーム琴平」の機運の醸成を図ります。

2 「オール琴平」（丸ごと）による生活課題の解決

分野別、年齢別に縦割りに支援するのではなく、専門職や地域住民が多職種協働で「丸ごと」包括的に支援し、「オール琴平」で複雑化・重層化する生活課題の解決を図ります。

第3節 施策の体系

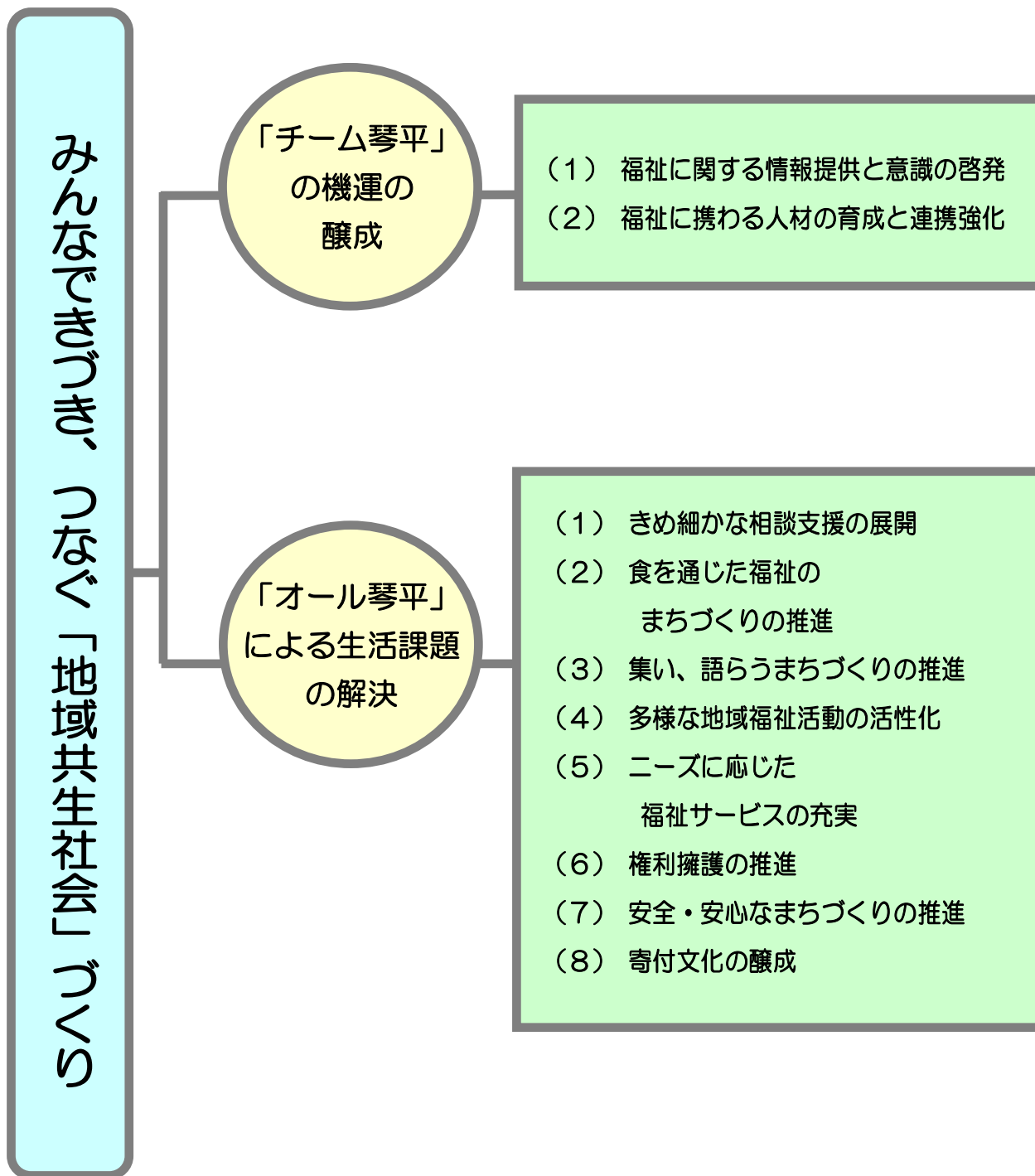
基本目標をめざし、以下の体系で施策を推進します。

施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策》



第4節 分野別施策の推進

分野別施策は以下のとおりです。なお、各施策項目ごとに、琴平町社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取組方向もあわせて掲げます。

基本目標1 「チーム琴平」(我が事)の機運の醸成

(1) 福祉に関する情報提供と意識の啓発

地域住民が町内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に参加するためには、福祉に関する多様な情報提供と意識啓発が不可欠です。

広報、電子媒体の積極的な活用を図るとともに、学校や地域で福祉に関する教育・学習を進め、「チーム琴平」(我が事)の機運の醸成につなげていきます。

① 広報、電子媒体の積極的な活用

様々な広報媒体、インターネットなどで、難しい福祉制度をわかりやすく情報提供するとともに、心温まるエピソードの紹介などを通じて、福祉意識の啓発を図ります。

[活動計画の方向]

◇「福祉ことひら」や「事務局通信」、ホームページなどを通じて、福祉に関する情報提供と意識啓発を進めます。

② 福祉教育の推進

町内の小中高校では、各学校での創意工夫のもと、また、地域の協力のもと、福祉について考え、体験し、理解を深める教育を進めます。

[活動計画の方向]

◇町内の全小中高校を福祉協力校に引き続き指定し、各学校それぞれの活動に協力していきます。

③ 町民・団体の学習の促進

関係課・関係機関が連携しながら、町民・地域活動団体を対象とした、福祉に関する学習機会の充実を図り、町民一人ひとりが我が事として取り組む機運の醸成に努めます。

[活動計画の方向]

◇福祉委員の研修や地域福祉懇談会での制度説明などを通じて、広く町民に福祉に関する知識・技術の普及に努めます。

◇琴平町社会福祉大会を継続開催することを通じて、福祉を頑張る姿を知り、たたえ、次世代の社会福祉活動の発展につなげていきます。

◇四国地域福祉実践セミナー等の学習の機会を確保します。

(2) 福祉に携わる人材の育成と連携強化

福祉活動を担うのは「人」であり、地域福祉力を高めるのは、「人」と「人」のつながり、ネットワークです。

地域で自主的に多様な公益的活動を行う人材や、福祉事業所で職業として福祉事業を携わる人材の育成を図るとともに、それらの連携強化を図り、「チーム琴平」（我が事）の機運の醸成につなげていきます。

① 民生児童委員の活動促進

民生委員法や児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された無報酬の地方公務員である民生児童委員が、地域住民の身近な相談を受け、専門機関に的確につないでいけるよう、関係機関の連携に努めます。

〔活動計画の方向〕

◇民生児童委員や地域包括支援センター等と協働で、うつ、引きこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていきます。

◇民生児童委員協議会との情報共有に努めるとともに、活動推進のための定期的な協議を継続的に行います。

② 福祉委員の活動促進

琴平町社会福祉協議会が委嘱し、民生児童委員等と協力しながら、地域住民の身近な相談を受け、専門機関につなぐ役割を担う福祉委員は、本町の福祉に携わる重要な人材であり、琴平町社会福祉協議会が行う育成活動に協力していきます。

〔活動計画の方向〕

◇福祉マップによる担当地区ごとの課題把握など、実践的な活動を採り入れた研修を継続的に推進し、福祉委員の育成に努めます。

③ 事業所・団体の人材育成と連携強化

各福祉事業所や福祉団体が、研修等を通じて、組織を担う人材の育成を図ることを促進するとともに、地域内外の連絡会等を通じて、互いに頼りあえる人間関係づくりに努めます。わが国全体として将来的な担い手不足が懸念される福祉人材の確保について、国や県、香川県福祉人材センターなど関係機関と連携しながら、処遇改善や離職防止等に向けた取り組みを推進します。

〔活動計画の方向〕

◇地域福祉の主要な推進組織として、琴平町社会福祉協議会事務局職員の人材育成を図るとともに、住民団体、事業所、関係機関との連携強化に努めます。

④地域での人材育成と連携強化

介護予防サポーター、認知症サポーター、母子愛育委員、食生活改善推進員など、地域で多様な公益的活動を行う人材の育成・支援を図るとともに、人や組織のネットワークの強化に努めます。

[活動計画の方向]

◇地区地域福祉推進連絡会（こんぴらアイネット、榎井ハッピーネット、五條互助ネット、楽集館あつたかネット）の継続的な活動などを通じて、人や組織のネットワークの強化に努めます。

地区地域福祉推進連絡会とは

各地区の問題や課題を住民の皆さんが考え、その解決に向けて自分たちができることをそれぞれの地区住民を巻き込みながら活動していく場です。

①こんぴらアイネット（琴平地区）

これまで、振り込め詐欺被害防止の講演会や猪の対策等を展開



②榎井ハッピーネット（榎井地区）

「榎の木フェスタ」など、地域の絆を深める活動を実施



③五條互助ネット（五條地区）

定例会の中で、問題や課題の協議を進めている



④楽集館あつたかネット（象郷地区）

小学生の登下校の見守り、花壇の花植えなどを実施



資料：琴平町社会福祉協議会ホームページ

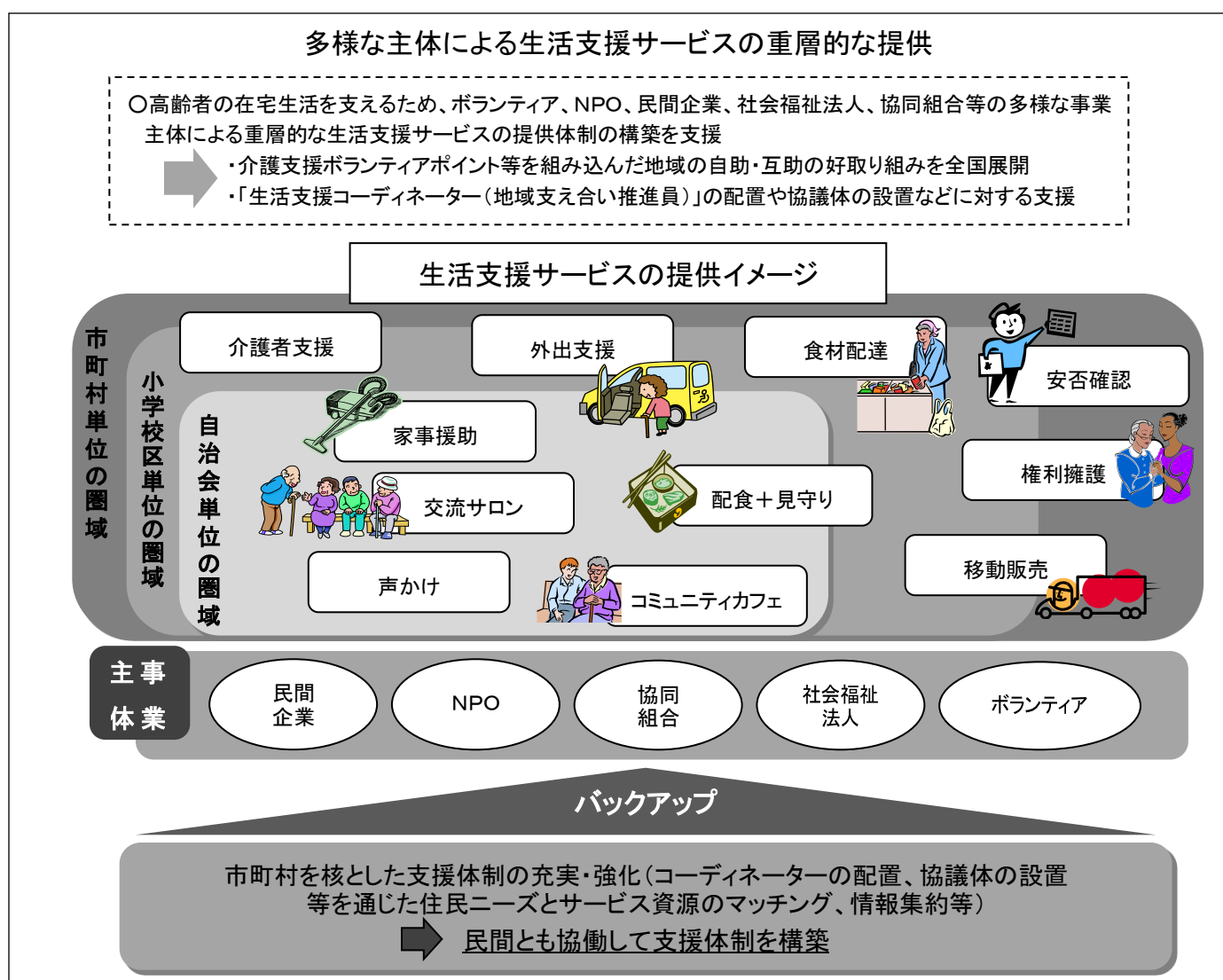
⑤住民参加型の福祉サービスの担い手の育成

福祉サービスは、専門職など、職業として活動する担い手だけでなく、自主・非営利のボランティアが担うことで、幅広いニーズに対応できることから、町で展開される住民参加型の福祉サービスの担い手の育成に努めます。とりわけ、高齢者介護福祉分野において、国が全国化を進める「生活支援体制整備事業」の担い手の育成に努めます。

〔活動計画の方向〕

◇琴平町社会福祉協議会の福祉サービスに関わる既存の調理ボランティアや生活支援ボランティアを継続的に育成・支援するとともに、町と連携し、新たな担い手の育成に努めます。

〔参考〕国が描く生活支援体制整備事業の構築イメージ



⑥研修生等の受け入れの促進

福祉に携わる学生・研修生等の研修・実習を要請に応じて受け入れ、将来にわたるわが国の福祉の発展につなげていきます。

[活動計画の方向]

◇社会福祉士や介護福祉士等の資格取得に必要な現場実習を中心に、要請に応じて学生・研修生等の受け入れを進めます。

基本目標 2 「オール琴平」(丸ごと)による生活課題の解決

(1) きめ細かな相談支援の展開

高齢者介護や障がい福祉の分野では、専門の相談員が、複数のサービスの中から最適なサービスを組み合わせ、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていくケアマネジメントが制度化されています。

分野ごとのこうしたケアプランに基づくケアを推進するとともに、複合的な生活課題に対しても、きめ細かな相談支援を包括的に展開し、地域住民も関わりを持ちながら多機関・多職種による総合的なチームケアを推進していきます。

①高齢者への相談支援の充実

地域包括ケアの主要な推進主体である地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護福祉をはじめとする様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

[活動計画の方向]

◇ケアマネジメントを行う機関である居宅介護支援事業所として、また、福祉総合相談所として、高齢者の介護福祉をはじめとする様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

②障がい者への相談支援の充実

町は、障がい福祉サービスの利用に必要な障がい支援区分の認定や、障がい年金・各種手当等の支給等を行う機関として、障がい者の福祉に関する相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

[活動計画の方向]

◇ケアマネジメントを行う機関である障害者相談支援事業所として、また、福祉総合相談所として、障がい者の福祉をはじめとする様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

③子ども・子育てに関する相談支援の充実

町の子ども・子育て担当部門、地域子育て支援センター、保育所(園)、幼稚園、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー等が、子どもの福祉に関する相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

[活動計画の方向]

◇福祉総合相談所として、子ども・子育てに関する様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

④地域住民による相談支援の充実

民生・児童委員などの役職者だけでなく、できる限り多くの地域住民が「我が事」として、身近な地域で、福祉的な支援が必要な人を相談支援に結びつける活動を展開することが重要であり、その活性化を図っていきます。

[活動計画の方向]

◇生活福祉資金貸付、地域生活支援総合サービスなど、琴平町社会福祉協議会が実施するきめ細かな生活支援サービスを民生・児童委員、福祉委員等を通じて地域住民にわかりやすく周知し、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービス・支援につなげていきます。

⑤相談支援の「包括化」の推進

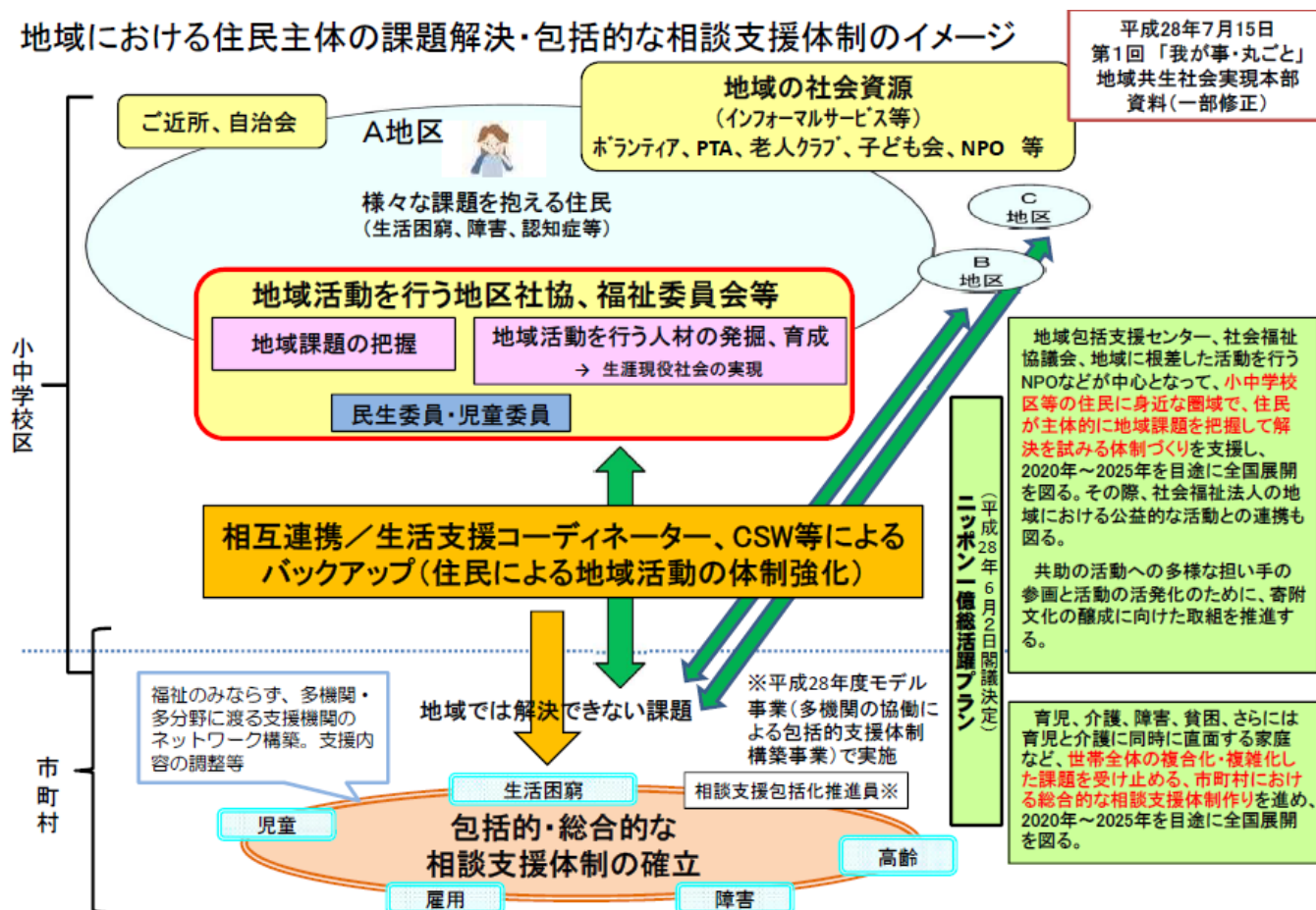
相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズをとらえ、本質的な課題に対し、課長会での調整などを通じて、必要な支援をコーディネートする相談支援の「包括化」を推進します。

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会は、相談支援の「包括化」の主要な担い手として、コミュニティソーシャルワークの機能の強化に努めます。

相談支援の「包括化」のイメージ

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「第2回地域力強化検討会」資料

(2) 食を通じた福祉のまちづくりの推進

「食」は、人々の生活の基本となるものですが、虚弱な高齢者などでは、心身の状況により、栄養の偏り、欠食など、乱れた食生活を余儀なくされることがあります。こうした状況を防ぎ、町民の健康的な食生活を維持していくため、食を通じた福祉のまちづくりを推進します。

また、食を通じた福祉のまちづくりは、農業従事者をはじめ、地域の様々な人々の協力によって推進し、「オール琴平」(丸ごと)により、食をめぐる生活課題の解決につなげていきます。

①すこやか弁当への継続的な活動支援

すこやか弁当活動は、ボランティアによる調理と見守りを兼ねた配達により、食を通じて福祉の輪を広げる活動であり、30年の歴史を誇る琴平町のまちづくりを象徴する取り組みです。今後も、共助の精神に満ちた意欲的なボランティアが、創意工夫でおいしい弁当を作り、多くの町民に届けられるよう、活動支援に努めます。

[活動計画の方向]

◇すこやか弁当活動は、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の安否確認と食の自立支援にむけて、町事業として実施される高齢者配食サービス事業に加え、琴平町社会福祉協議会が町事業の対象とならないもののケア会議で必要と判断された方への配食・会食を独自に実施しています。今後も、必要な方に必要な頻度でおいしい食を確保できるよう、事業の継続・発展に努めます。

②「ガリック娘」事業の振興

ニンニクと香川県産オリーブオイルを組み合わせたドレッシング「ガリック娘」は、琴平町の特産品として農福商工連携による地域活性化や全国への情報発信に寄与するだけでなく、町内の障がい者の福祉的就労の拡大に大きく貢献しており、事業の振興に努めます。

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会は、「ガリック娘」の一次加工・販売者として、にんにく生産者、二次加工事業者、町観光協会等と連携しながら、安定生産に努めます。また、ガリック娘料理コンテストを通じて、レシピの開発を進め、販売促進につなげるとともに、商品としての魅力向上を図っていきます。

(3) 集い、語らうまちづくりの推進

身近な地域で住民が集い、語らうことは、生活課題の解決のきっかけとして重要であり、気軽に集い、語らえる場やしくみづくりを促進していきます。

とりわけ、地域住民の中には、体が不自由になったり、心がふさぎこんだりして、集い、語らうことが少なかったり、閉じこもりがちになっている人がいます。こうした人たちが気軽に集い、語らえる場やしくみを提供し、楽しく活動的に日々の生活が送れるよう、支援していきます。

①地域でのきめ細かな広聴活動の推進

身近な地区ごとに、定期的に広聴活動を推進し、琴平町社会福祉協議会が開催する「地域福祉懇談会」にも参加しながら、地区ごとのきめ細かな生活課題の把握に努めます。

[活動計画の方向]

◇身近な地区ごとに、自治会員、福祉委員、民生児童委員等地域住民と琴平町社会福祉協議会職員、町職員が話し合う「地域福祉懇談会」を定例で開催し、地図上での要支援者宅のマッピングなど、具体的なワークを通じて、地区ごとのきめ細かな生活課題の把握につなげます。

②「ひだまりクラブ」の活性化

地域の世話人の支えのもと、高齢者が週1回～2か月に1回程度、気軽に集い、ゆったりと過ごす「ひだまりクラブ」は、町内40か所以上で自主運営されています。

全国社会福祉協議会が社会運動として普及を図った「ふれあいいきいきサロン」であり、町では、一部のクラブに町有施設を提供するくらいの関わりとなっていますが、高齢者の介護予防・健康づくりのみならず、地域での密な人間関係づくりや孤立化防止にも重要であり、その継続・発展にあたって可能な支援を検討していきます。また、「生活支援体制整備事業」等を活用した住民参加型の福祉サービスへの発展や、子どもから高齢者まで幅広い年代層が参加する「共生型サロン」への発展を促進していきます。

[活動計画の方向]

◇「ひだまりクラブ」は、高齢者の介護予防・健康づくりのみならず、地域での密な人間関係づくりや孤立化防止にも重要であり、世話人の育成、地域福祉ステーションなど活動場所の提供、チャリティー収益金による助成などを行い、一層の活性化を促進していきます。

③介護予防や閉じこもり防止のための集いの取り組みの推進

琴平町には、介護予防や閉じこもり防止のための集いとして、「こんぴらころばん塾」、「健康太極拳」など、介護予防の知識・技能の習得に主眼をおいた教室や、「ほんわかヤング」、「からだらくらく体操同好会」、「こんぴらまちかど体操同好会」など介護予防の自主グループ活動、交流による生きがいつくりや閉じこもり防止に主眼がある「生きがい対応型デイサービス」、「認知症カフェ」などの活動があります。こうした取り組みの継続・発展を図ります。

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会では、介護予防や閉じこもり防止のための地域福祉ステーションへの通所事業として、「生きがい対応型デイサービス」を受託しているほか、介護予防や閉じこもり防止のための集いである「心晴れ晴れ教室」、「えんがわクラブ」、少人数で調理、掃除、裁縫など自分の得意なことを行う「寄舎」などの事業を行っています。こうした事業を継続・発展させ、介護予防、閉じこもり防止を進めます。

④「ちょっとこ場」の活性化

買い物客や観光客が気軽に立ち寄れるまちなかの休憩所「ちょっとこ場」は、琴平町社会福祉協議会が管理し、琴平町ボランティア連絡会議が運営しています。

地域の活性化のために重要な拠点であり、事業の振興を図ります。

[活動計画の方向]

◇「ちょっとこ場」は、毎日10時～16時まで、年中無休でボランティアが町民や観光客を出迎え、多様な交流を通じた地域活性化や、介護予防・閉じこもり防止などに寄与しており、支えるボランティアの活動を継続的に支援していきます。

◇楽集館等も含めた、住民活動の小さな拠点として、幅広い住民活動に活用し、地域課題の解決が図れるよう継続的な支援に努めます。

年中無休でボランティアが出迎える「ちょっとこ場」



⑤集いの場の環境整備の推進

琴平町総合センターをはじめ、ゆうあいの家など、町内の集いの場となる施設について、必要な環境整備を計画的に進めます。また、少子化を受けた学校等の統合を推進し、用途廃止される学校施設については、地域の集いの場としての活用を検討していきます。

〔活動計画の方向〕

◇琴平町社会福祉協議会の事務局機能やサービス提供機能がある地域福祉ステーション、象郷地区の地域福祉拠点である「楽集館」について、必要な環境整備を計画的に進めます。また、地区地域福祉推進連絡会等で、集いの場に対する地区ごとのニーズを把握し、小さな拠点など、必要な整備をめざします。

(4) 多様な地域福祉活動の活性化

地域福祉活動（ボランティア活動）は、自身が暮らす社会で起こっている生活課題に対して、自身の力で自発的・主体的に解決していこうとする行動です。

活動を通じて、地域の生活課題の改善・解決そのものが期待されますが、効果はそれにとどまらず、社会貢献意識を感じることで、活動する者自身の心身の健康や心の充足にも寄与します。

町民の自主性・主体性を尊重しながら、多様な地域福祉活動の活性化を図ります。

①地域福祉活動への参加促進と連携強化

地域福祉活動（ボランティア活動）は、狭義の福祉分野のみならず、学習・スポーツや環境、防災など、様々な分野の活動があり、町では、それぞれの課・係で育成を図るとともに、琴平町社会福祉協議会が福祉分野のボランティアセンター機能を有しています。庁内各課と町内の各団体が連携しながら、多様な地域福祉活動への参加を促進していきます。

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会では、しっかりしようと自分を励ます「しゃんとせな」を合言葉に、ボランティアに関する情報提供・相談・交流を行うボランティアコーナ事業を展開しています。自らの意志や前向きな気持ちで物事に取り組み、社会の役に立つことで、心身の健康や心の充足を得ようというメッセージを込めた「しゃんとせな」を合言葉に、幅広い地域福祉活動の普及を図ります。また、琴平町ボランティア連絡会議を通じて、ボランティアの連携強化に努めます。

②子育てを地域で支える住民活動の活性化

都市化や少子化が進む中、子育て不安や、子どもの社会体験の不足を解消するために、「地域で子どもを育てること」が重要となっています。

このため、保育所（園）・幼稚園・学校での保育・教育と、琴平町母子愛育会に代表される子育てを支えるボランティアが車の両輪となり、地域ぐるみで子育てを推進していきます。

[活動計画の方向]

◇地域ぐるみで子育てを推進するため、絵本やお話、ゲーム、子育てマップづくりなど通じて、子どもたちが元気に遊び、学び、健全な心身を育むことを支援する住民活動の活性化を図ります。また、れんげ畑で子どもたちが自然とふれあう企画を行う手づくりイベント「れんげ畑祭」の活動を支援します。

③美しい環境づくりを進める住民活動の活性化

本町では、自治会ごとに地域住民による清掃活動が実施されるほか、琴平町健康づくり歩こう会や琴平高校など、自主的な町内清掃活動や景観づくり活動を行っている団体や学校、事業所もあります。金倉川流域市町が連携した金倉川一斉クリーン作戦にも多くの住民が参加しています。

こうした取り組みを引き続き振興し、美しい環境づくりを進め、地域住民の誇りと愛着の醸成に努めます。

[活動計画の方向]

◇花苗の植栽や、ポイ捨て防止の啓発活動など、美しい環境づくりを進める住民活動の活性化を図ります。

④生活支援を必要とする人へのボランティア活動の活性化

ゴミ捨て、買い物支援、移送など、日常生活の多様な場面で支援が必要な人を支えるボランティア活動の活性化を図ります。既存の活動について、琴平町社会福祉協議会を通じた支援に努めるとともに、「生活支援体制整備事業」等を活用した新たなニーズへの対応について、検討していきます。

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会が実施する生活支援サービスなどに関わるボランティアの継続的な育成やNPO・企業等の参加による重層的な支援をめざします。

⑤各福祉事業所と町民との交流の促進

町民が福祉事業所・施設を訪問し、利用者と多様な交流を行うことを奨励するとともに、各福祉事業所・施設による地域貢献活動の拡大を促進していきます。

[活動計画の方向]

◇地域住民が福祉事業所・施設のことを知り、災害時等に協力しあえるよう、地区地域福祉推進連絡会等に対し、福祉事業所・施設の訪問・交流を行うことを奨励します。

(5) ニーズに応じた福祉サービスの充実

介護保険サービス、障がい福祉サービスなど、福祉サービスについて、それぞれの分野別計画に基づき、充実を図るとともに、全国統一のサービスメニューだけでは対応できない制度のはざまへの対応や、複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るため、ニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

①高齢者介護福祉サービスの充実

高齢者が要介護状態や認知症等になっても、安心していきいきと地域で暮らしていけるよう、介護保険制度に基づく介護サービス等の充実を図ります。

(詳細は、琴平町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に登載)

[活動計画の方向]

◇通所介護、訪問介護など、高齢者介護福祉サービスを継続的に実施します。

②障がい福祉サービスの充実

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などがあっても安心していきいきと地域で暮らしていけるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の充実を図ります。

(詳細は、琴平町障がい福祉計画・障がい児福祉計画に登載)

[活動計画の方向]

◇居宅介護など、障がい福祉サービスを継続的に実施します。

③子ども・子育て支援サービスの充実

子どもたちが元気に育ち、保護者が子育て不安に悩むことなく、安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援サービス等の充実を図ります。

(詳細は、琴平町子ども・子育て支援事業計画に登載)

[活動計画の方向]

◇長期休暇中の住民参加型の学童保育である「ゆうゆうクラブ」が平成27年に廃止になったため、琴平町社会福祉協議会として、子ども・子育て支援サービスは行っていませんが、子ども・子育てに関する多様なニーズに対応するため、可能なサービスの創設を研究していきます。

④保健・健康づくり事業の充実

町民が自分の健康状態や健康づくりに関心を持ち、バランスよい食生活、適度な運動などを行って、健康増進に一層努める地域社会をめざして、食生活改善推進協議会、母子愛育会等の協力を得ながら、保健・健康づくり事業、食育事業の充実を図ります。

(詳細は、琴平町健康増進計画・食育推進計画に登載)

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会が展開する福祉サービスは、保健・健康づくり・食育にとっても重要であり、引き続き推進していきます。また、健診受診勧奨など、福祉委員等による保健・健康づくり事業への協力をし、生きがいを促進していきます。

⑤全国統一サービスを補完するサービスの推進

生活管理指導や軽度生活援助のための訪問、洗濯、訪問入浴介護対象外者の入浴、制度外の移送など、介護保険制度、障害者総合支援制度などによる全国統一のサービスメニューだけでは対応できない福祉課題について、ニーズに応じた福祉サービスの展開に努めます。

[活動計画の方向]

◇既存の福祉サービスを引き続き実施するとともに、ニーズの変化を的確にとらえ、サービス開発も含めた柔軟なサービス展開に努めます。

⑥「共生型サービス化」の促進

福祉サービスについては、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険、障がい福祉、子ども・子育て支援といった制度の垣根をなくし、高齢者や障がい児・者等が共に利用できる「共生型サービス化」の促進を図ります。

[活動計画の方向]

◇琴平町社会福祉協議会が展開する福祉サービスの「共生型サービス化」にむけ、検討を進めます。

「共生型サービス化」の例

- ①生活介護を利用する障がい者が65歳以上になっても、使い慣れたサービスの利用を継続できるよう、生活介護事業所が介護保険の通所介護事業所となる
- ②身近な短期入所が受けられるよう、介護保険の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での65歳未満の障がい者の受け入れを行う

⑦生活困窮者支援の充実

生活困窮者に対し、県福祉事務所や民生児童委員、「香川おもいやりネットワーク」参加機関などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進するとともに、きめ細かな相談や生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等により、生活困窮者の自立を促進していきます。

〔活動計画の方向〕

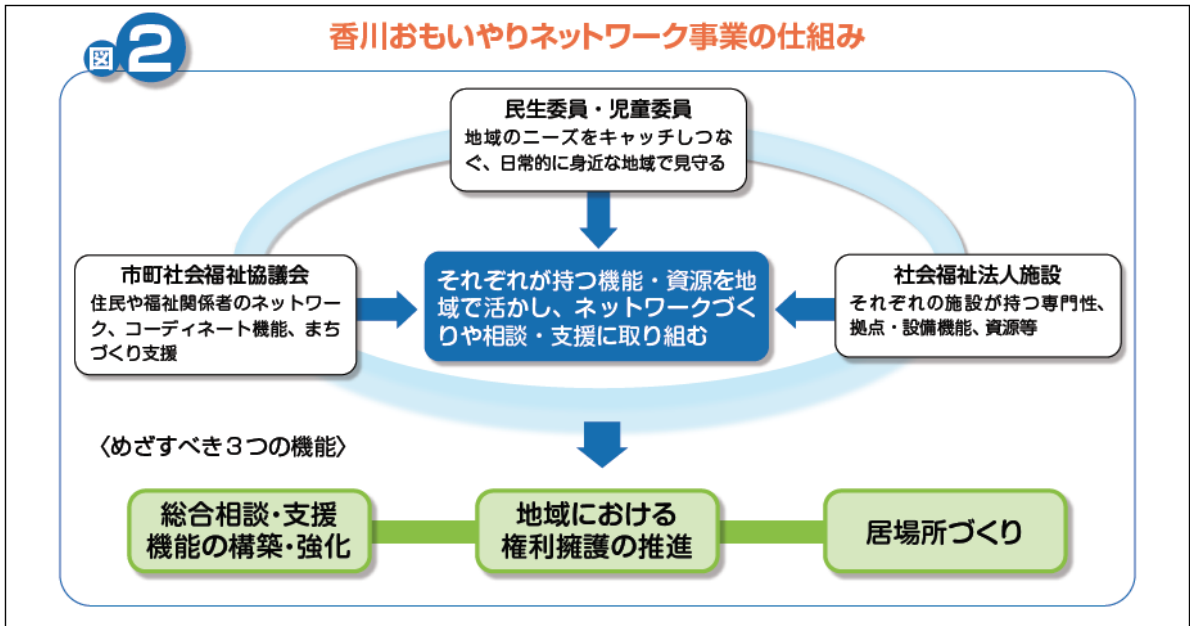
◇町やハローワークなどと連携しながら、生活困窮者自立支援事業を推進し、社会的孤立、借金問題、就労について、住宅についてなど、生活のしづらさを抱えたまま日々の生活を送っている住民に対し、一緒に自立に向かえるように支援プランを立て、支援をしていきます。

⑧「サービスの総合化」の取り組みの推進

高齢者介護や障がい福祉等の福祉サービスが大きく発展する一方、制度のはざまサービスが受けられない人や、複合化・複雑化した福祉課題に悩む人が少なくないことから、制度や実施主体の垣根にとらわれない「サービスの総合化」に向け、研究を進めていきます。

〔活動計画の方向〕

◇琴平町社会福祉協議会がすでに実施している地域生活総合支援サービスの一層の周知と、切迫する支援ニーズに応えるためのサービスの拡充に努めます。その上で、本計画で町、琴平町社会福祉協議会が協働で取り組む地域共生社会づくりの根幹となる「サービス総合化」について、研究を進めていきます。



「暮らし」のことでお困りの方は、まずご相談を

仕事やお金、家族、病気、将来のこと…さまざまな問題を抱え、生活のしづらさを感じている方、一人で悩まず、まずは「香川おもいやりネットワーク事業」にご相談ください。

ご相談は本人でなくても構いません。周囲でお困りの方がおられたら、ご家族やご近所の方等ごなたでも、お近くの市町社会福祉協議会や事業に参加している社会福祉法人施設、民生委員・児童委員さんにぜひご相談ください。



生活のしづらさを抱え、支援を必要とする方をトータルで支えます

「香川おもいやりネットワーク事業」は、社会福祉法人施設と社会福祉協議会と民生委員・児童委員がつながり、支援を必要とする方を、「地域でトータルにサポートする仕組み」をつくり、「香川型”福祉でまちづくり”」をめざした事業です。

資料：香川県社会福祉協議会

(6) 権利擁護の推進

虐待防止ネットワークの強化に努めるとともに、判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていけるよう、民法上の成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。

①虐待防止の推進

琴平町虐待防止等対策地域協議会を中心に、関係機関によるネットワークを強化し、高齢者、障がい者、子ども等への虐待や配偶者等暴力等の未然防止と、早期発見、早期対応に努めます。

[活動計画の方向]

- ◇虐待防止ネットワークの構成員として、広く住民への啓発・啓蒙により虐待の未然防止と、早期発見、早期対応に努めます。
- ◇関係者の研修と情報共有を図ります。

②判断能力が不十分な方への支援の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、町の高齢・障がい担当部門が中心となり、民法の成年後見人制度の利用を促進するとともに、様々な支援制度の活用を促進していきます。

[活動計画の方向]

- ◇判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、民法の成年後見人制度の周知を図るとともに、日常生活自立支援事業、日常的な金銭管理等支援サービス、地域生活総合支援サービスなどにより支援していきます。民法の成年後見人制度を利用する際に、適切な後見人がいない場合に、琴平町社会福祉協議会が法人後見人となり、判断能力が不十分な方を支えています。
- ◇かがわ後見ネットワークの構成員として広く権利擁護活動の推進に努めます。

(7) 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが安全に安心して地域で暮らせるよう、地域ぐるみの防犯・防火・防災活動を進めます。

特に、高齢者や障がい者など、災害時等に配慮が必要な住民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりを進めます。

①避難行動要支援者への支援ネットワークづくりの推進

ご本人の承諾のもと、災害時要配慮者の事前登録を通じて、避難行動要支援者の状況を自治会長、福祉委員、民生児童委員等が日頃から把握し、災害時に必要な支援が行えるネットワークづくりを進めます。

[活動計画の方向]

◇災害時要配慮者支援ネットワークの構成員として、避難行動要支援者の状況を日頃から把握し、災害時の適切な支援につなげるよう努めます。

②自主防災力の強化

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の際に、地域住民が協力して適切な自主防災活動が行えるよう、自主防災組織の育成、総合防災訓練をはじめとする防災訓練の充実、避難所運営体制の強化などに努めます。

[活動計画の方向]

◇災害時要配慮者利用施設として、日頃から研修・訓練等に努めます。また、災害時は、琴平町社会福祉協議会は、災害時ボランティアセンターの機能を担うこととなることから、その円滑な支援体制づくりに努めます。さらに、共同募金の収益金の一部を自主防災組織に活用いただく取り組み等を通じて、地域での自主防災活動に積極的に関わり、地域防災力の強化につなげていきます。

③地域ぐるみの防犯・防火・防災活動の推進

琴平町消防団、琴平地区防犯協会連合会、自治会、婦人会など、関係団体・機関が連携し、地域ぐるみの防犯・防火・防災活動の推進に努めます。

[活動計画の方向]

◇消防署や消防団、ガス・電力会社などと琴平町社会福祉協議会が連携し、一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者が、家庭内での火災や事故を起こすことなく過ごせるよう、高齢者世帯の防災点検を推進します。

◇メールシステムにより、町内関係機関等の協力と自治会長等の理解協力による住民に身近な圏域での情報共有の強化を図ります。

◇近隣市町や社会福祉法人との連携により広域での推進に取り組みます。

(8) 寄付文化の醸成

共同募金に代表されるチャリティー（寄付）活動は、社会福祉の発展に欠かせないものであり、活動の振興を図り、寄付文化の醸成に努めます。

①共同募金活動の推進

毎年10月1日から12月31日にかけて行われる共同募金は、社会福祉法に定義される社会福祉事業で、赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金は、香川県内の社会福祉事業に配分されます。共同募金は、このほか、中央共同募金会がNHKと連携して行う歳末たすけあい募金、NHKと日本赤十字社の共催による海外たすけあい募金があります。こうした共同募金の制度や趣旨を町民に一層周知して募金活動を推進し、社会福祉事業の発展につなげていきます。

[活動計画の方向]

- ◇共同募金活動の中心的な担い手として、従事者の研修受講などにより、事業の適切な実施に努めます。
- ◇共同募金の活用によるまちづくり活動が、住民により取り組まれるよう推進します。

②「チャリティー作品即売展」などチャリティー事業の振興

本町には、収益金を福祉事業所や福祉団体に配分する「チャリティー作品即売展」などのチャリティー事業があり、関係団体と連携しながら、その振興に努めます。

[活動計画の方向]

- ◇45年にわたって琴平町で続けられている「チャリティー作品即売展」は、出品する作品を製作するボランティアの生きがいに繋がっていることから、継続・発展に努めます。また、古切手やベルマーク、使用済みテレホンカードなどの収集協力、福祉用具のリサイクルなどのチャリティー事業を引き続き推進していきます。
- ◇地域福祉の財源づくりについても、我が事として取り組めるよう実行委員会の活動を支援します。

③企業版ふるさと納税の活用検討

企業や篤志家の力で地方創生を図るため、平成29年度に地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が制度化されています。地域の生活課題の解決のために寄付を活用することは、寄付を行う側においても、短期的な税控除効果と、地域活性化に伴う長期的な収益効果の両面が期待できることから、地域福祉を推進する事業での活用を検討していきます。

[活動計画の方向]

- ◇企業の寄付を活用した地域福祉事業について、研究を進めます。

第5章 4地区別の住民活動の方向

平成29年度の地区地域福祉推進連絡会では、地域福祉懇談会の結果を受けて、地区別の住民活動の方向を定めました。こうした活動が地域住民により積極的に展開されるよう、町・琴平町社会福祉協議会が協働で地区別活動の活性化を図ります。

4 地区別の住民活動の方向

琴平地区：こんぴらアイネット

○地域福祉懇談会でのニーズ

- ・自治会が限界自治会
- ・空き家が多い。空き家対策はどうか
- ・買い物に行けない人が多くなっている
- ・山が崩れてきている

商店街を活性化して賑わい創出

- ・商店街は町のシンボルであり、空き店舗が増えているので、そこを活用して住民が来る、観光客が来る仕組みを作っていく。

榎井地区：榎井ハッピーネット

○地域福祉懇談会でのニーズ

- ・同じ自治会でも隣の班のことはわからない
- ・空き家が多い
- ・高齢に伴ってか、会合をしなくなった

「榎の木フェスタ」の変化！

- ・意図的に住民の交流を創り出してきたが、今こそ変化が必要であり、より多くの住民が顔を合わすことができるように中身を変えていく。さらに協力者も増やしていく。

五條地区：五條互助ネット

○地域福祉懇談会でのニーズ

- ・災害時の集合場所の老朽化
- ・自治会員が点在しているため、気軽に集まる場所がほしい
- ・集会所がない
- ・自治会を抜ける人が多くなっている

五條地区の拠点づくり

- ・集会所がないところが多くあり、集まりたくても集まらない状況であるため、空き家を活用して、気軽に住民が集まれる場所を創っていく。

象郷地区：楽集館あったかネット

○地域福祉懇談会でのニーズ

- ・高齢になっても運転免許証を手離せない
- ・新住民と昔からの住民の交流がまったくない
- ・小学校に行ってもどこの子どもかわからなくなった
- ・自治会未加入者が多い

楽集館を住民の活動拠点として！

- ・新しい住民と昔から暮らしている住民の交流を創っていく。住民が気軽に使えるようなコミュニティセンター機能を創っていく。

第6章 推進にむけて

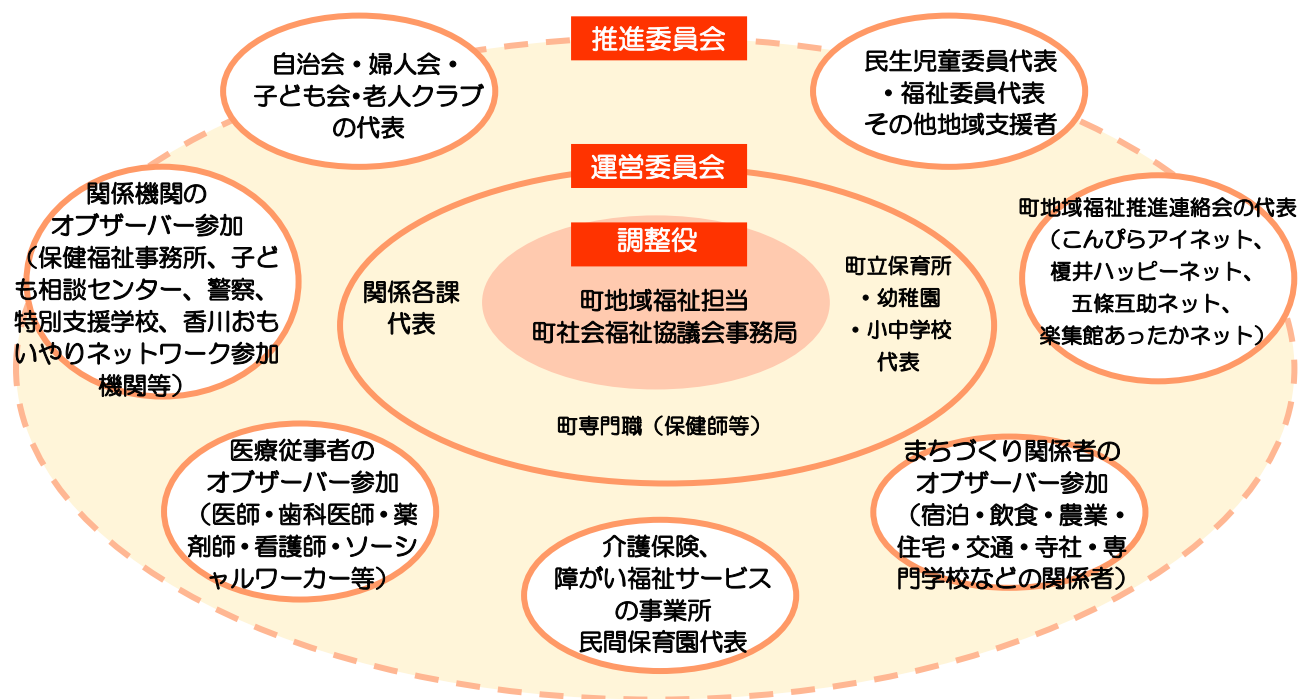
本計画の円滑な推進にむけて、以下の取り組みを進めます。

第1節 多職種連携体制の強化

介護保険制度による地域ケア会議や、障がい者総合支援制度による障がい者自立支援協議会をモデルに、地域福祉を推進するための多職種連携の協議体を設置・運営します。

協議体は、町地域福祉担当と町社会福祉協議会事務局を調整役に、庁内各課代表等による運営委員会と、地域住民や福祉サービス事業所の代表等による推進委員会という構成とし、案件により、所属する構成員が柔軟に参加・協議する組織体として運営します。

多職種連携の協議体のイメージ（例）



第2節 必要な職員・財源の確保と基盤整備の検討推進

地域福祉は、地域住民自らが住みよい地域づくりを進めることで、地域の活性化を図る取り組みであるとともに、担い手を育て、有機的な連携を強化させる「未来への投資」でもあります。

そのため、国や県、各種財団などの各種財政措置も活用しながら、本計画の推進に必要な財源の十分な確保に努めます。

また、福祉事務・福祉サービスを迅速・的確に行い、地域にとって有効な福祉施策を

企画・立案・実行していくために必要な職員の育成・確保に努めるとともに、長期的視野に立ち、充実した福祉サービスを安全・快適に実施するための「琴平町保健福祉センター（仮称）」など、基盤整備の検討を進めていきます。

第3節 計画の適切な評価・見直し

本計画は、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携しながら、創意・工夫を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが重要です。

そのため、計画期間終了時にその進捗を把握するだけでなく、PDCAサイクルに基づき、定期的にその進捗を管理し、課題等がある場合には、必要に応じて、随時、施策の見直しに努めていきます。

PDCAサイクル

計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

参考資料

1 策定経過

本計画の策定経過は、以下のとおりです。

計画策定の経過

時 期	内 容	備 考
4月	計画策定方針の検討	
6～7月	アンケート調査票の検討	
6月～	福祉団体・福祉事業所ヒアリングの実施	
8～9月	町民、中学生へのアンケート調査の実施	郵送、中学校での配布回収
11月22日	第1回策定委員会	計画の諮問、第1次計画の評価
12月20日	第2回策定委員会	計画に盛り込む内容の検討
2月9日	第3回策定委員会	計画素案の検討
2月20日 ～3月12日	パブリックコメント	
3月14日	第4回策定委員会	計画案の協議・決定、答申

2 策定委員会委員名簿

琴平町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	役 職 名	氏 名	備 考
1	琴平町議会 議長	山 神 猛	
2	琴平町議会 教育厚生常任委員会 委員長	眞 鍋 籌 男	
3	仲多度南部医師会会長	森 田 敏 郎	
4	琴平町民生委員児童委員協議会 会長	藤 井 孝 一	副委員長
5	琴平町自治会連合会 会長	山 下 康 二	
6	琴平町老人クラブ連合会 会長	矢 野 公 重	
7	日本地域福祉研究所 理事長	大 橋 謙 策	
8	琴平町社会福祉協議会 事務局長	越 智 和 子	委員長
9	琴平地区ネット 代表	山 地 朗 雅	
10	榎井地区ネット 代表	大 西 勉	
11	五條地区ネット 代表	河 田 令 子	
12	象郷地区ネット 代表	前 田 利 正	
13	ボランティア連絡会議 代表	藤 井 保	
14	琴平町副町長	中 澄 夫	



琴平町マスコットキャラクター
「こんぴーくん」

琴平町第2次地域福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：琴平町福祉課（平成30年4月より福祉保険課）

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

TEL：0877-75-6706

FAX：0877-75-6721